

第3期千歳市地域福祉計画（素案） パブリックコメント（市民意見公募）閲覧用資料

意見公募期間	平成26年12月12日（金）から 平成27年1月14日（水）まで 郵送の場合は、平成27年1月14日までの消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方
意見の提出方法	所定の「意見書」用紙に住所、氏名、電話番号、ご意見等を漏れなく記載してください。 電子メール、ファクシミリ、郵送、意見箱への書面の投函、担当窓口への持参のいずれかの方法とします。 記載事項に漏れがある場合や電話・口頭によるご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市保健福祉部福祉課地域福祉計画策定担当 電話 0123-24-0864（直通） FAX 0123-22-8851 Eメール chiikifukushi@city.chitose.hokkaido.jp

資料をご希望の場合は、担当窓口で配布又は郵送しますので、担当までご連絡願います。

「第3期 千歳市地域福祉計画（素案）」の概要

詳細は、「第3期 千歳市地域福祉計画（素案）」をご参照ください。

【第3期千歳市地域福祉計画について】

わが国では少子高齢化、核家族化が進行し、また、急速な人口減少が進んでいます。地域や家庭が持っていた「支え合い」の機能が希薄化していく中で、孤立や引きこもり、生活困窮、子どもや高齢者に対する虐待などの課題が顕在化してきました。

すべての市民が住み慣れた地域で生活をするためには、それぞれが地域の一員としての自覚を持ち、市民・事業者・行政が協力して地域の課題を解決するという「地域福祉」の考え方がとても大切です。

千歳市では社会福祉法に基づき、平成17年度に第1期地域福祉計画（計画期間：平成17年度～平成21年度）を策定しました。平成22年度～平成26年度を計画期間とする「第2期地域福祉計画」の計画期間が終了するのに伴い、地域社会の新たな課題への対応や、さらなる福祉活動の推進を図るため、「第3期地域福祉計画」を策定します。

第 章 計画策定にあたって【計画（素案）参照ページ：1～13ページ】

- 1 計画の背景【1～5ページ】

社会の変化

日本では、人口減少が急速に進む一方で、高齢者人口は増加を続けており、かつて経験したことのない高齢社会に向かって進んでいます。合計特殊出生率は回復傾向にあるものの、子どもを産む女性の数が減少していることから出生数そのものは増えておらず、「少子高齢化」はますます進行することが予想されます。

核家族化の進行、高齢者世帯の増加、共働き世帯の増加などにより、これまで地域や家庭が持っていた支え合いの機能が希薄化する中、孤立やひきこもり、子どもや高齢者に対する虐待の問題が顕在化してきました。これからの地域社会においては「支える側」「支えられる側」という従来の考え方から、すべての世代が、その能力に応じて相互に支え合う仕組みを構築することが重要となります。

社会保障制度改革

現在の年金制度や医療保険制度などの社会保障制度は、経済成長・人口増加が当たり前であった高度経済成長期に基本的な枠組みが作られました。現在の社会状況にあわせ、持続可能な社会保障制度とするために抜本的な改革が必要となり、平成24年8月、今後の社会保障制度改革の基本的な方向性を定めた「社会保障制度改革推進法」が制定されました。

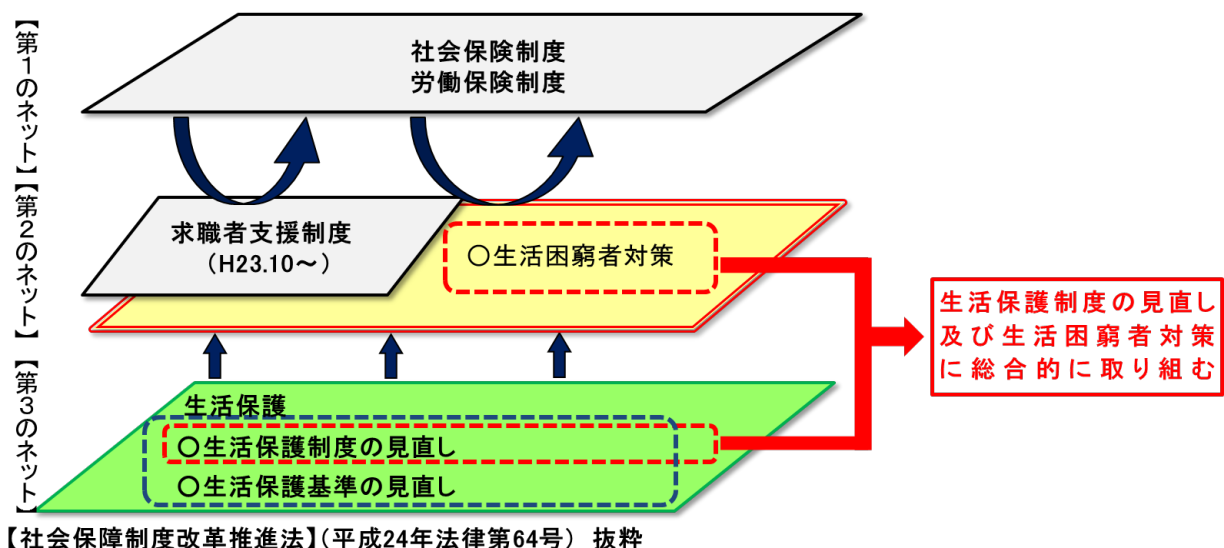
この法律に基づき、「社会保障制度改革国民会議」が設置され、同会議による「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成25年8月）が公表されています。報告書で、現在の「1970年代モデル」の社会保障制度について「21世紀（2025年）日本モデル」へ改革していくことを方向性として打ち出し、「少子化対策」「医療」「介護」「年金」の4分野の改革を一体的に進めることの重要性を強調しています。

生活困窮者自立支援制度を中心とする既存制度の狭間を埋める施策

前述の「社会保障制度改革推進法」には、「生活困窮者対策及び生活保護制度の総合的な見直し」が盛り込まれています。これに基づき「生活困窮者自立支援法」(平成 25 年 12 月)が施行され、平成 27 年 4 月から新しい「生活困窮者自立支援制度」がスタートすることになっています。

この制度の基本的な考え方は、ひきこもりや対人関係の課題を抱える方など、ハローワークによる就労支援のみでは対応できない方や、高齢者福祉制度や障がい者福祉制度など既存の福祉制度だけでは支援が難しい方に対し、制度横断的かつ包括的な支援を行うことで、自立をめざす仕組みを整えることです。この仕組みは「第 2 のセーフティネット」と呼ばれ、第 1 のセーフティネットである社会保険制度・労働保険制度、第 3 のセーフティネットである生活保護制度の中間にあって、生活困窮者の自立を支える機能を発揮することが期待されています。

図表 1 生活困窮者自立支援制度における第 2 のセーフティネット拡充のイメージ



市町村地域福祉計画の策定

「社会福祉法」の第 107 条では、地域福祉の推進にあたって、市町村において「地域福祉計画」を策定することを規定しています。

千歳市では、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間を計画期間とする「千歳市地域福祉計画」を策定後、国などの新たな動きを反映し、「第 2 期千歳市地域福祉計画」を平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定しています。

- 2 計画の位置づけ 計画の背景【6～9 ページ】

千歳市における地域福祉計画の位置づけ

「千歳市地域福祉計画」は、地域福祉の推進に関する計画であり、「千歳市第6期総合計画」の個別計画として、市民同士の結びつきや支え合いによる地域づくりを進める計画として位置づけます。他の保健福祉部門の計画に基づく施策を地域において推進するための理念をもち、総合計画の基本目標を実現するために地域福祉の推進に資する個別施策の展開を内容としています。

また、千歳市社会福祉協議会が策定する「第6次地域福祉実践計画」とも相互に連携して展開される計画です。

千歳市第6期総合計画における地域福祉計画の位置づけ

「千歳市第6期総合計画」では、まちづくりの基本目標「第1 あったかみのある地域福祉のまち」を掲げています。この目標では、9つの展開方針を設定しており、そのうちの「展開方針1 あったかみのあるまちづくり」が、主に地域福祉計画が所掌する範囲となっています。

- 3 計画期間【10 ページ】

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

- 4 計画策定体制【11～13 ページ】

計画の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要になることから、市民20名からなる「ちとせ地域福祉市民会議」や、「第3期千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査」により市民の意向を把握し、市民の意見を反映した素案を作成しました。

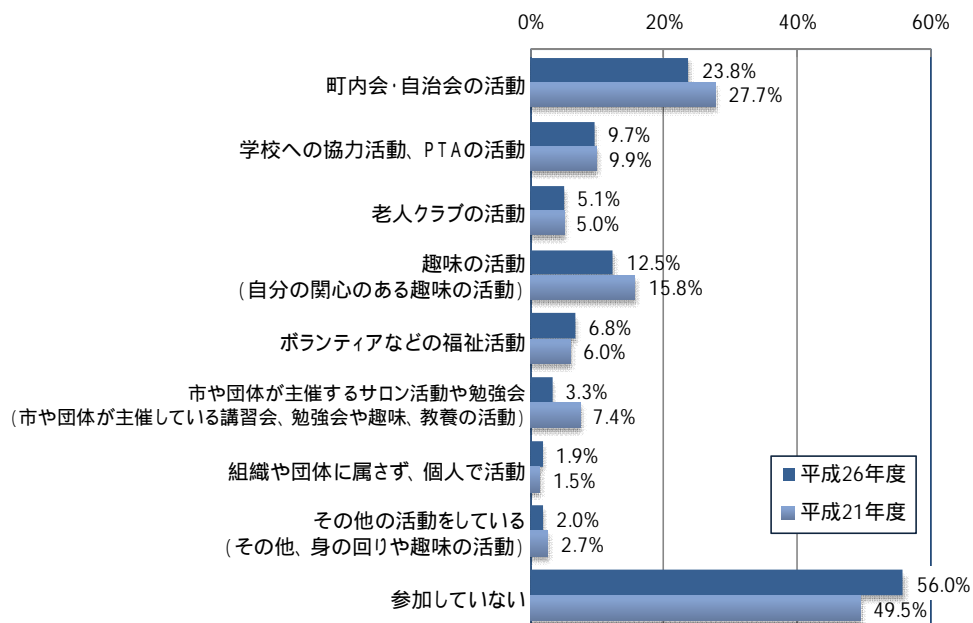
素案について、千歳市の庁内検討組織「千歳市保健福祉推進委員会」で検討を行い、市内の保健福祉専門家からなる「千歳市保健福祉調査研究委員会」では専門的な意見をいただき、素案に反映させています。

また、今回実施している「第3期千歳市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント」により市民に公表、幅広い意見を計画に反映させます。

第 章 地域社会の現状【計画（素案）参照ページ：14～26 ページ】

近年の千歳市の人口、世帯数の動向、高齢化の動向、子どもがいる世帯、福祉サービスを必要とする人（生活保護受給者、要介護・要支援認定者、障がい者）地域活動の状況などについて統計資料を整理しています。

図表2 参加している地域活動（平成26年度、平成21年度市民アンケート調査より）



第 章 地域福祉をめぐる千歳市の状況と課題

【計画（素案）参照ページ：27～38 ページ】

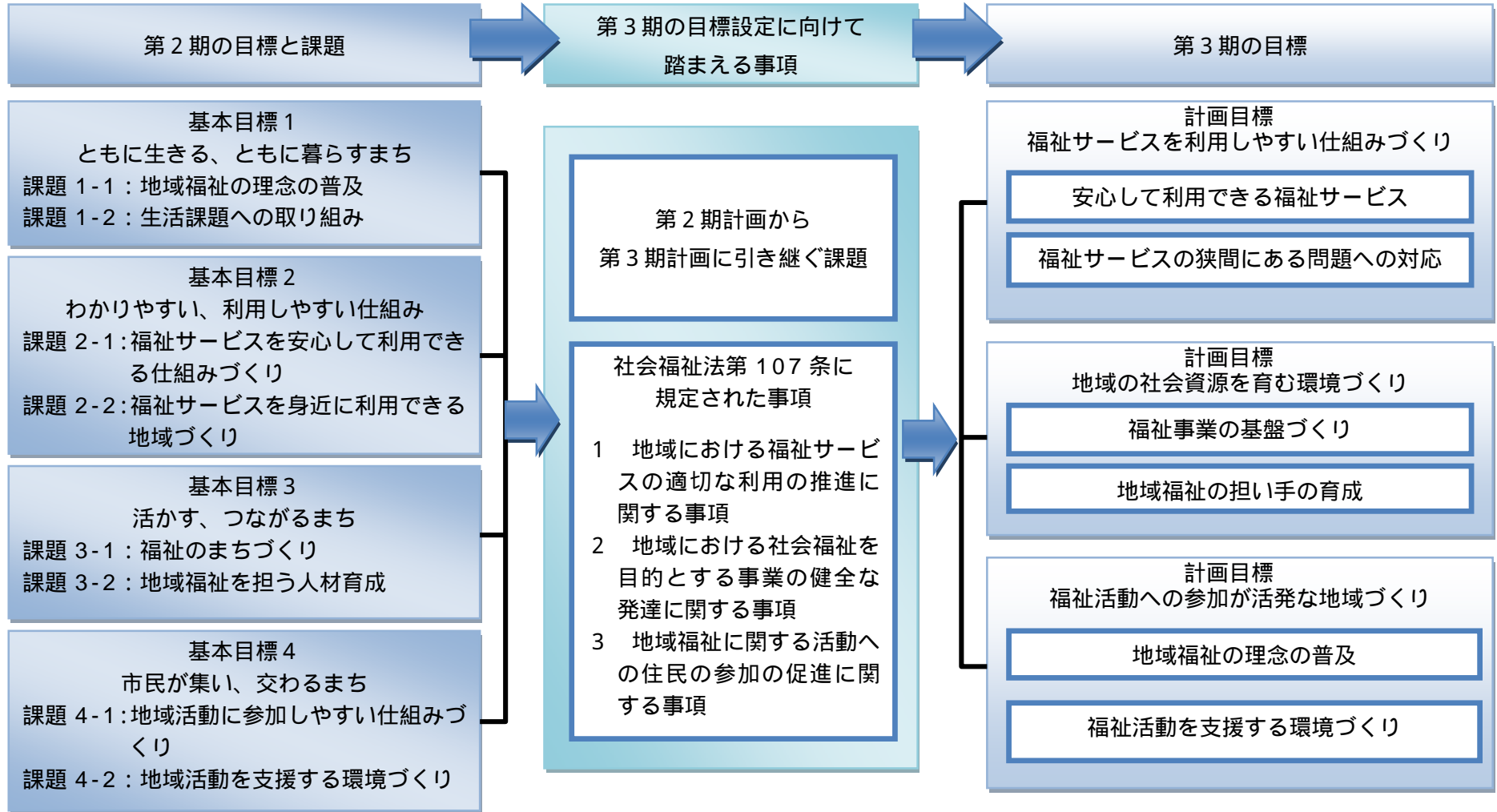
- 1 市民アンケート及び「ちとせ地域福祉市民会議」からみる地域の状況 【27～35 ページ】

「千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査」及び「ちとせ地域福祉市民会議」の結果から、千歳市の地域福祉活動をめぐる状況と課題を整理しています。

- 2 第2期計画から第3期計画へ引き継ぐ課題【36～38 ページ】

市民アンケート調査や「ちとせ地域福祉市民会議」での議論、関連する施策の実施状況などから、第2期計画で設定された課題の改善状況を評価し、第3期計画に引き継ぐ課題を整理しています。

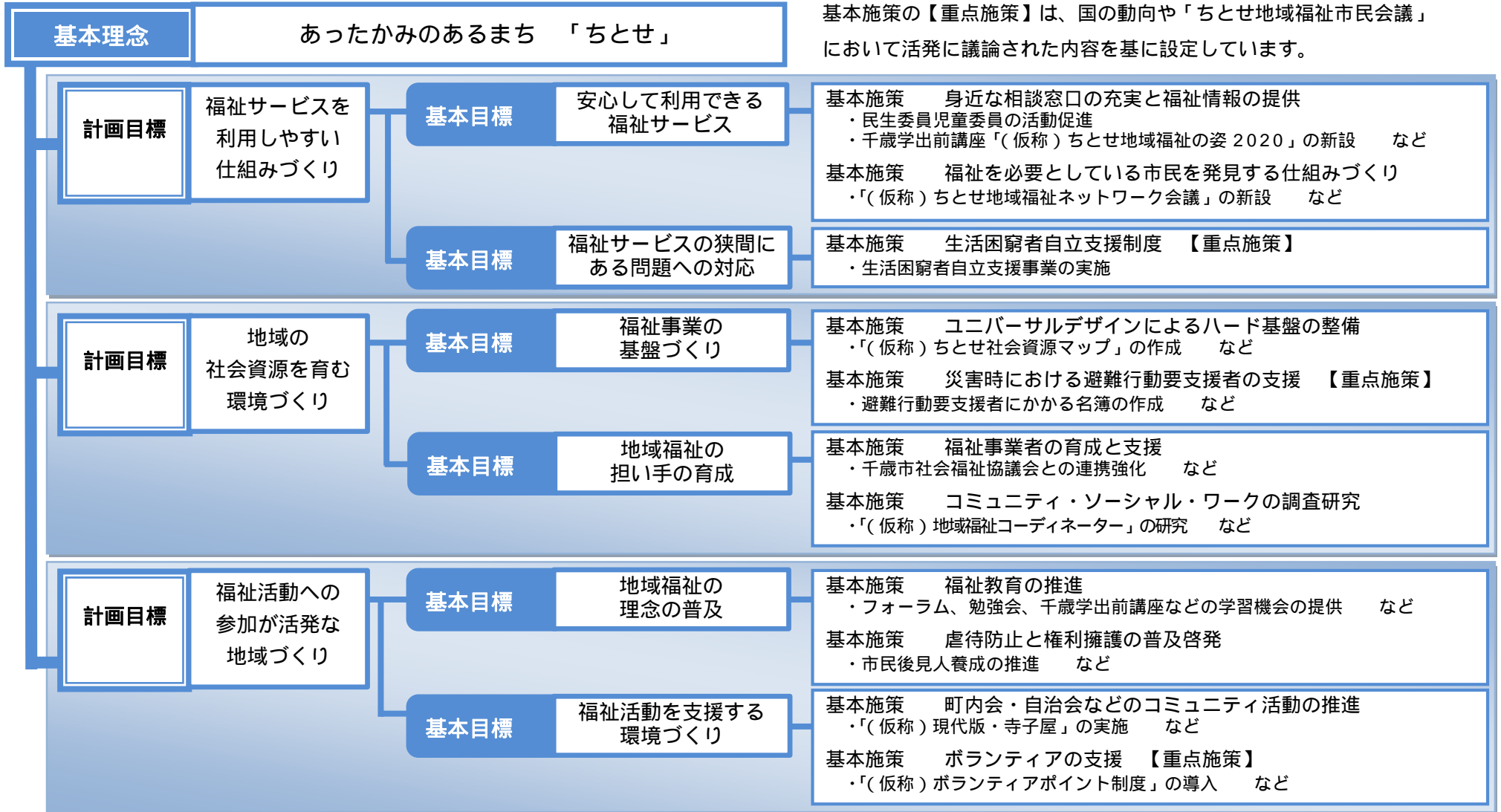
図表3 第2期の課題を踏まえた第3期の目標設定



第 章 基本方針【計画（素案）参照ページ：39～41 ページ】

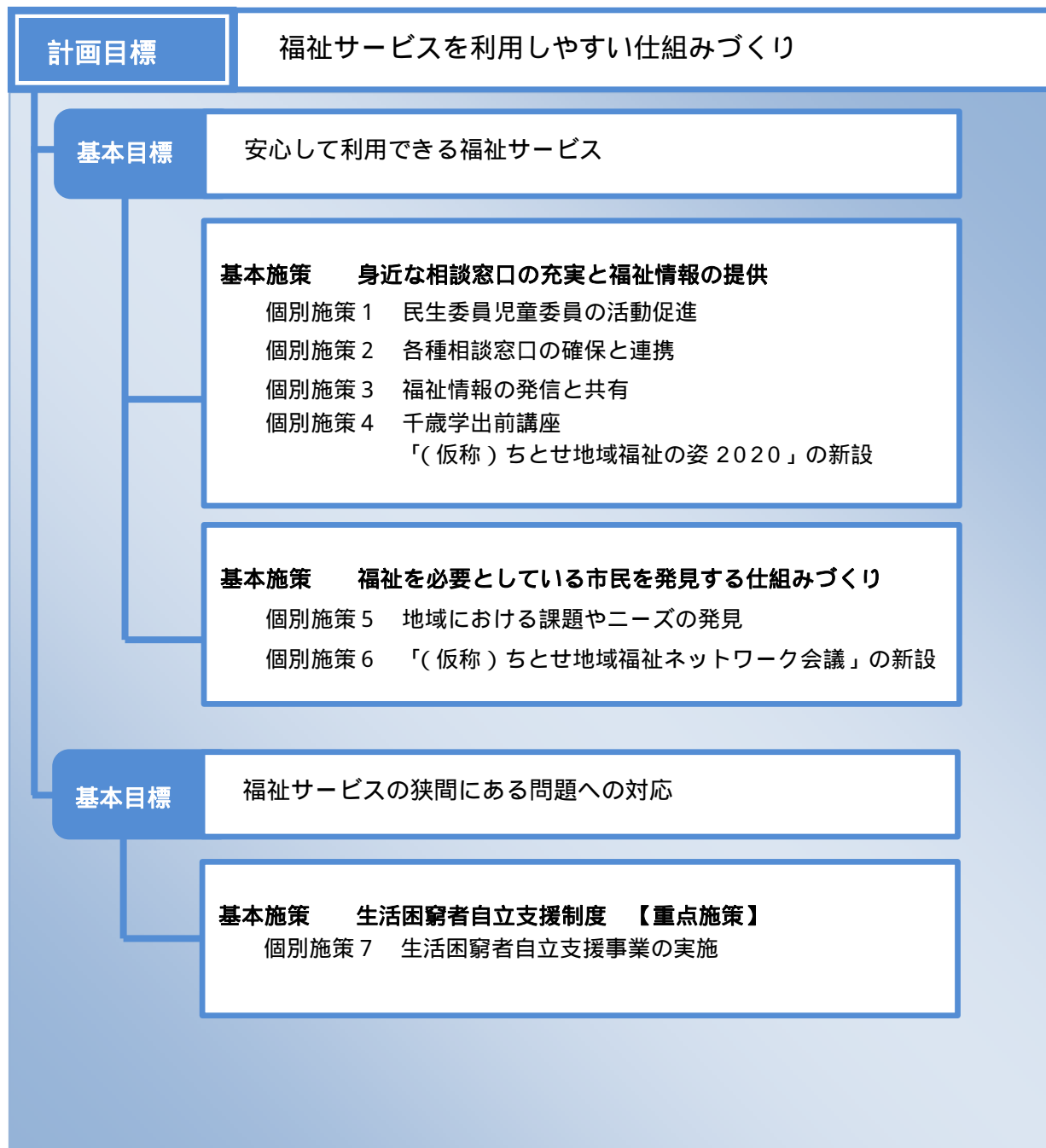
基本理念は「あったかみのあるまち ちとせ」と設定します。計画目標と基本目標、基本施策は、下記の体系に示したとおりです。

基本施策の【重点施策】は、国の動向や「ちとせ地域福祉市民会議」において活発に議論された内容を基に設定しています。

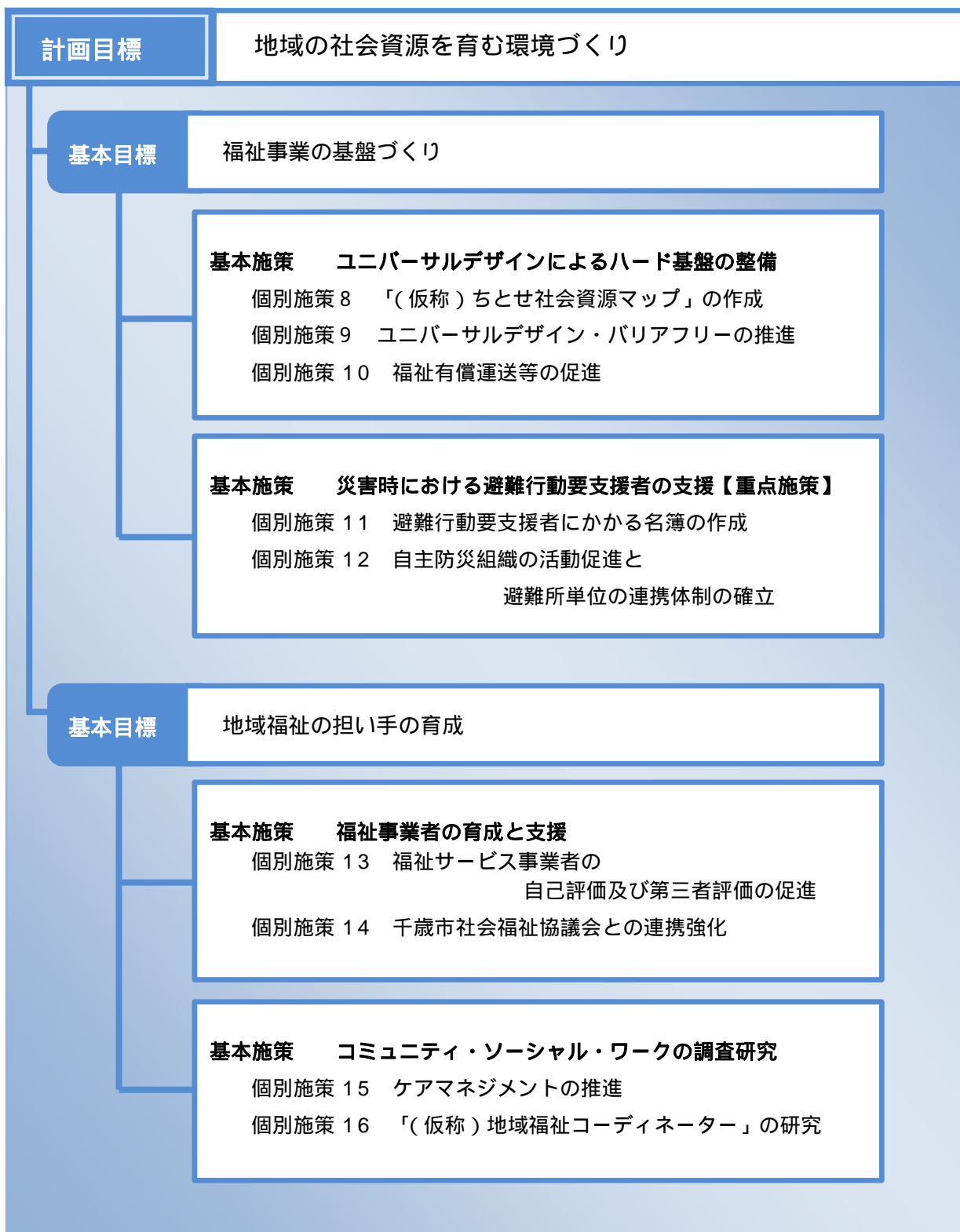


第 章 施策の展開【計画（素案）参照ページ：42～63 ページ】

- 1 計画目標 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり【42～48 ページ】



- 2 計画目標 地域の社会資源を育む環境づくり【49～55 ページ】



<p>計画目標</p>	<p>福祉活動への参加が活発な地域づくり</p>
<p>基本目標</p>	<p>地域福祉の理念の普及</p> <p>基本施策 福祉教育の推進 個別施策 17 学校や地域活動との連携 個別施策 18 フォーラム、勉強会、千歳学出前講座などの学習機会の提供</p> <p>基本施策 虐待防止と権利擁護の普及啓発 個別施策 19 市民後見人養成の推進 個別施策 20 子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV）の防止 個別施策 21 保健福祉オンブズマン制度の推進</p>
<p>基本目標</p>	<p>福祉活動を支援する環境づくり</p> <p>基本施策 町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進 個別施策 22 地域における見守り活動や防犯の推進 個別施策 23 地域活動のための既存施設の有効活用 個別施策 24 地域における環境美化や除雪事業の支援 個別施策 25 「(仮称)現代版・寺子屋」の実施</p> <p>基本施策 ボランティアの支援 【重点施策】 個別施策 26 「(仮称)ボランティアポイント制度」の導入 個別施策 27 ボランティアセンターの支援と福祉ボランティア人材の育成支援 個別施策 28 ボランティアや NPO 活動に関する情報の提供</p>

第 章 計画の継続的な推進と評価【計画(素案)参照ページ:64~65ページ】

-1 市民・事業者・市の協働による計画の推進【64ページ】

市民、事業者、市がそれぞれの立場で知恵を出し合い、力を発揮して、地域課題解決のためにも手を携えて解決策を見つけて行動します。

-2 千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進【65ページ】

本計画は、千歳市社会福祉協議会が策定する「第6次地域福祉実践計画」と相互に連携しながら、計画に基づく施策の実現をめざします。

-3 計画の進捗状況の把握と評価【65ページ】

本計画の施策を推進するため、庁内における施策の進捗確認や千歳市社会福祉協議会の実施計画の年次評価を把握するとともに、市民の代表で構成された「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、計画の評価や進捗状況について意見を聴くこととします。

みなさまのご意見をお寄せください

「第3期地域福祉計画(素案)の内容について、パブリックコメントを実施しています。

様式「意見書」に記載して、電子メール、ファクシミリ、郵送、意見箱への投函、担当窓口への提出のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

千歳市 保健福祉部 福祉課 地域福祉計画策定担当

〒066-8686 北海道千歳市東雲町2丁目34番地

電話番号: 0123-24-0864

ファクシミリ: 0123-22-8851

第3期 千歳市地域福祉計画（素案）

- あったかみのあるまち 「ちとせ」 -

平成26年12月

千歳市

目 次

第 章	計画策定にあたって	1
- 1	計画の背景.....	1
- 2	計画の位置づけ.....	6
- 3	計画期間	10
- 4	計画策定体制	11
第 章	地域社会の現状.....	14
- 1	千歳市の概況	14
- 2	福祉サービスを必要とする人	19
- 3	地域活動	24
第 章	地域福祉をめぐる千歳市の状況と課題.....	27
- 1	市民アンケート及び「ちとせ地域福祉市民会議」からみる地域の状況	27
- 2	第2期計画から第3期計画へ引き継ぐ課題.....	36
第 章	基本方針	39
- 1	基本理念	39
- 2	計画目標	40
- 3	計画の体系.....	41

第 章 施策の展開.....42

- 1 計画目標 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり42
- 2 計画目標 地域の社会資源を育む環境づくり.....49
- 3 計画目標 福祉活動への参加が活発な地域づくり56

第 章 計画の継続的な推進と評価.....64

- 1 市民・事業者・市の協働による計画の推進.....64
- 2 千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進65
- 3 計画の進捗状況の把握と評価65

- 1 計画の背景

(1) 社会の変化

日本の総人口は平成 20 年に減少に転じて以降、人口減が急速に進んでいます。年少人口、生産年齢人口の減少が著しい一方で、高齢者人口は増加を続けており、平成 32 年(2025 年)には団塊の世代すべてが 75 歳以上の後期高齢者となるなど、かつて経験したことのない高齢社会が到来します。

合計特殊出生率は平成 17 年に 1.26 と底を打ち、平成 24 年には 1.41 まで高まっているものの、子どもを産む女性の数が減少していることなどから、出生数そのものは増加していません。

晩婚化や働く女性の増加などを背景として、「少子高齢化」はますます進行することが予想されます。

核家族化の進行、高齢者世帯の増加、共働き世帯の増加などにより、これまで地域や家庭が持っていた支え合いの機能が希薄化しています。地域における支え合いや見守り機能の低下などを背景に、孤立やひきこもり、子どもや高齢者に対する虐待の問題が顕在化してきました。また、いわゆる「現役世代」と呼ばれる稼働年齢層の減少は、社会の中で「支える側」として活躍する担い手の減少を意味します。

このような社会の変化を鑑み、これからの地域社会においては「支える側」「支えられる側」という従来の考え方から、すべての世代が、その能力に応じて相互に支え合う仕組みを構築することが重要となります。

(2) 社会保障制度改革

現在の年金制度や医療保険制度などの社会保障制度は、経済成長・人口増加が当たり前であった高度経済成長期に基本的な枠組みが作られました。しかしながら、上記で述べたような社会の変化に加え、長期間の経済低迷による雇用環境の悪化を背景として、非正規雇用者や、リストラなどにより退職を余儀なくされる労働者が増加しています。不安定な雇用環境に置かれた方々は、働いていても生活に十分な賃金を得ることができない「ワーキングプア」、そして生活保護受給者となるなど、貧困問題が顕在化してきました。

こうした背景から、持続可能な社会保障制度とするために抜本的な改革が必要となり、平成 24 年 8 月、今後の社会保障制度改革の基本的な方向性を定めた「社会

保障制度改革推進法」が制定されました。この法律では、第2条に「基本的な考え方」として次の4点を示しています。

【「社会保障制度改革推進法」より抜粋】(平成二十四年八月二十二日法律第六十四号)

(基本的な考え方)

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。
- 二 社会保障の機能の充実と給付の重点化及び制度の運営の効率化とを同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現すること。
- 三 年金、医療及び介護においては、社会保険制度を基本とし、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすること。
- 四 国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるものとする。

「社会保障制度改革推進法」においては、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを実現すること、社会保障の機能の充実と給付の重点化、運営の効率化を同時に行うことにより持続可能な制度を実現することなど、今後の社会保障制度改革の基本的な方向性を明示するとともに、幅広い観点から社会保障制度改革に必要な事項を審議することを目的とした「社会保障制度改革国民会議」の設置を定めています。

平成25年8月には、「社会保障制度改革国民会議報告書」が公表されました。この報告書では、現在の「1970年代モデル」の社会保障制度について「21世紀(2025年)日本モデル」へ改革していくことを方向性として打ち出し、「少子化対策」「医療」「介護」「年金」の4分野の改革を一体的に進めることの重要性を強調しています。

(3) 生活困窮者自立支援制度を中心とする既存制度の狭間を埋める施策

前述の「社会保障制度改革推進法」の中には、「生活困窮者対策及び生活保護制度の総合的な見直し」が盛り込まれています。これを受け、社会保障審議会「生活困窮者の生活支援のあり方に関する特別部会」が設置され、平成25年1月、同部会による報告書が公表されました。

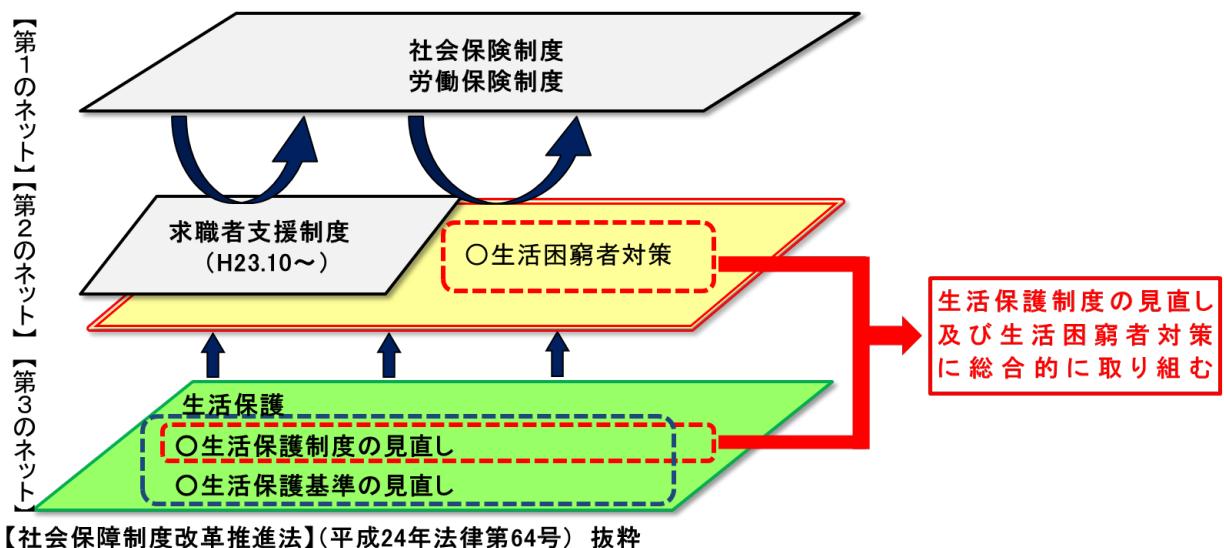
報告書では、リーマンショック以降、特に稼働年齢世代にあたる人々を含めて生活困窮者が増大していることに着目し、「生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支えながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強めていこうとする」新たな生活支援制度を導入し、これを「生活保護制度の改革」と一体的

に実施することを求めました。

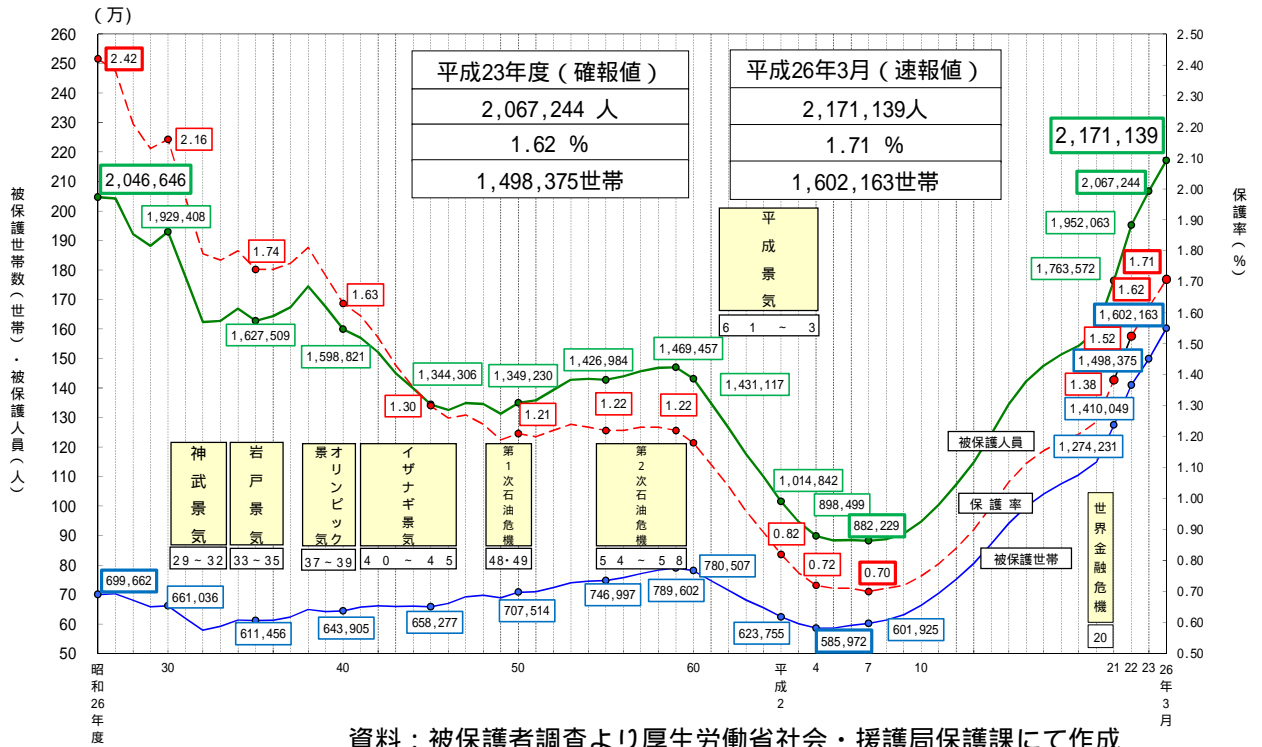
平成 25 年 12 月には「生活困窮者自立支援法」が施行され、平成 27 年 4 月から法が施行されることとなっています。

この制度の基本的な考え方は、ひきこもりや対人関係の課題を抱える方など、ハローワークによる就労支援のみでは対応できない方や、高齢者福祉制度や障がい者福祉制度など既存の福祉制度だけでは支援が難しい方に対し、制度横断的かつ包括的な支援を行うことで、自立をめざす仕組みを整えることです。この仕組みは「第 2 のセーフティネット」と呼ばれ、第 1 のセーフティネットである社会保険制度・労働保険制度、第 3 のセーフティネットである生活保護制度の中間にあつて、生活困窮者の自立を支える機能を発揮することが期待されています。

図表 1 1 生活困窮者自立支援制度における第 2 のセーフティネット拡充のイメージ



図表 1 2 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：被保護者調査より厚生労働省社会・援護局保護課にて作成
(平成24年3月以前の数値は福祉行政報告例)

(4) 市町村地域福祉計画の策定

「社会福祉法」の第107条では、地域福祉の推進にあたって、市町村において「地域福祉計画」を策定することを規定しています。

地域福祉計画は、高齢者や障がい者といった対象者ごとではなく、地域という場所に注目した計画であり、市民がともに支え合い、助け合うという意識の形成、その仕組みやネットワーク、市民・事業者・市の役割や取り組みなどについて、基本的な理念や方針を定め、地域福祉を推進することをめざすものです。

千歳市では、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「千歳市地域福祉計画」を策定後、国などの新たな動きを反映し、「第2期千歳市地域福祉計画」を平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定しています。

【 「社会福祉法」より抜粋 】

1.(市町村地域福祉計画)

(ア)第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 2 計画の位置づけ

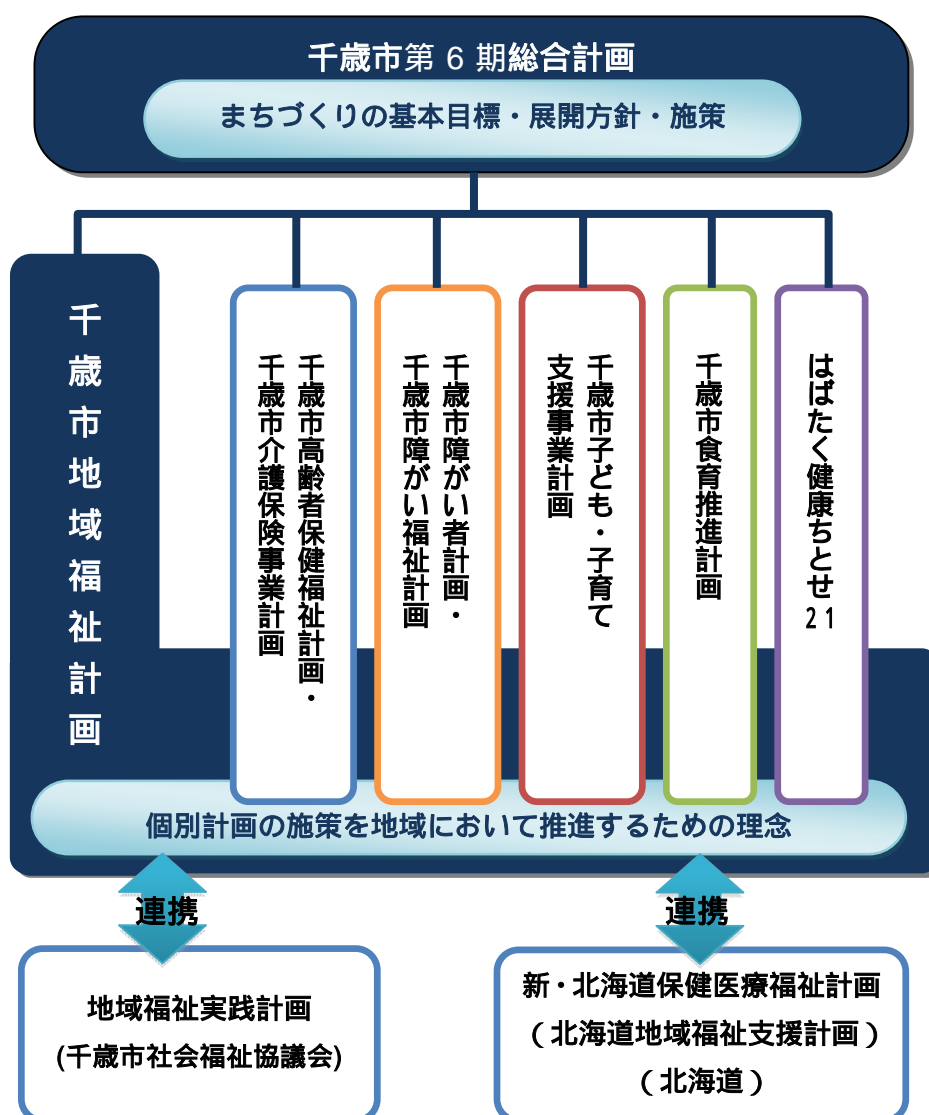
(1) 千歳市における地域福祉計画の位置づけ

「千歳市地域福祉計画」は、地域福祉の推進に関する計画であり、「千歳市第6期総合計画」の個別計画として、市民同士の結びつきや支え合いによる地域づくりを進める計画として位置づけます。

また、他の保健福祉部門の計画（「千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画」、「千歳市障がい者計画・千歳市障がい福祉計画」、「千歳市子ども・子育て支援事業計画」、「千歳市食育推進計画」、「はばたく健康ちとせ21」）に基づく施策を地域において推進するための理念をもち、総合計画の基本目標を実現するために地域福祉の推進に資する個別施策の展開を内容としています。

また、千歳市社会福祉協議会が策定する「第6次地域福祉実践計画」とも相互に連携して展開される計画です。

図表 2 1 計画の位置づけ

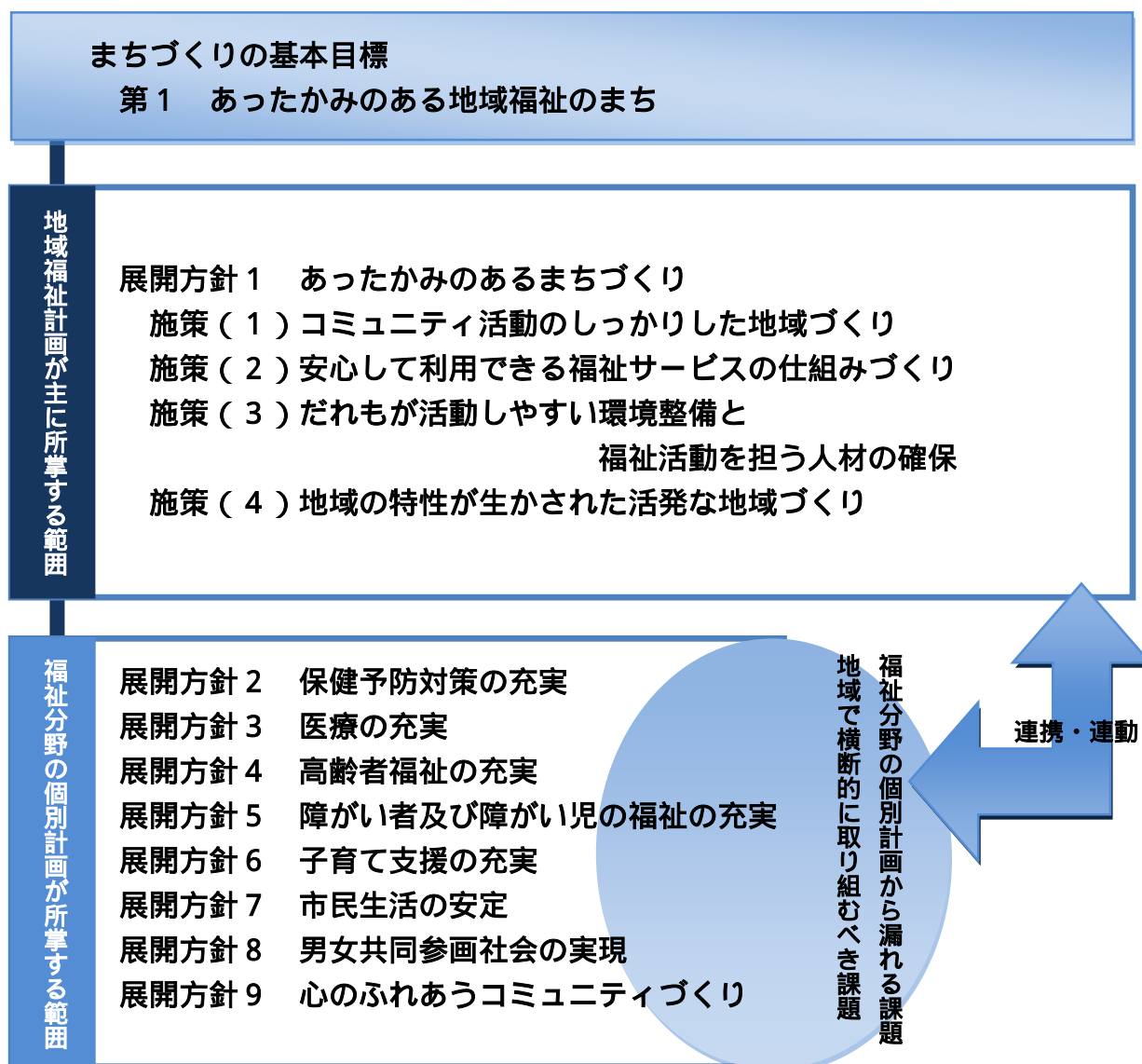


(2) 千歳市第 6 期総合計画における地域福祉計画の位置づけ

「千歳市第 6 期総合計画」では、まちづくりの基本目標「第 1 あったかみのある地域福祉のまち」を掲げています。この目標では、9つの展開方針を設定しており、そのうちの「展開方針 1 あったかみのあるまちづくり」が、主に地域福祉計画が所掌する範囲となっています。

「展開方針 1 あったかみのあるまちづくり」のほかの 8 つの展開方針については、高齢者保健福祉計画など福祉分野の個別計画が所掌していますが、それぞれの分野別の計画から漏れてしまう課題や、地域で横断的に取り組むべき課題については、地域福祉計画が横串となり対応するという位置づけになっています。

図表 2 2 千歳市第 6 期総合計画における地域福祉計画の位置づけ



(3) 福祉の個別計画の概要

千歳市における福祉の個別計画の概要（基本目標等）については、次のとおりです。

千歳市高齢者保健福祉計画・第6期千歳市介護保険事業計画	
	計画期間：平成27年度～平成29年度
【基本理念】	高齢者が一人ひとりの意思に基づく自立した生活をめざし、希望と生きがいを持って安心して生活できる社会の実現
【基本的な政策目標】	健康で安心して生活できる環境づくり、 地域でいきいきと生活できる環境づくり、 地域支援体制の推進
【重点課題（重点取り組み事項）】	介護予防の推進、 認知症施策の推進、 在宅医療と介護連携の推進、 高齢者の社会参加の促進、 地域支援体制の推進、 権利擁護の推進

千歳市障がい者計画・第4期千歳市障がい福祉計画	
	計画期間：平成27年度～平成29年度
【基本理念】	障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で共に支え合い暮らせる社会の実現
【基本目標】	お互いに人格と個性を尊重しあえる基盤づくり、 日々の暮らしの基盤づくり、 社会参加へ向けた自立の基盤づくり、 住みよい環境の基盤づくり
【9つの分野】	差別の解消及び権利擁護の推進、 生活支援、 保健・医療、 教育、育成文化芸術活動・スポーツ等、 雇用・就業、経済的自立の支援、 生活環境、 情報アクセシビリティ、 安全・安心、 行政サービス等における配慮

第 1 期千歳市子ども・子育て支援事業計画

計画期間：平成 27 年度～平成 31 年度

【基本理念】

すべての子どもが健やかに育つまち、すべての家庭が安心して子育てできるまち、子育て世代に選ばれるまちをめざす。

【基本目標】

地域の子ども・子育ての支援、 母親と子どもの健康増進、 子どもが健やかに育つ教育環境と子育て力の向上、 子育てを支援する生活環境づくり、 ワーク・ライフ・バランスの推進、 子育て環境の変化に応じた切れ目のない支援、 子どもを守る安全なまちづくり、 援助が必要な子ども・子育て世帯への支援

【主要施策】

優先度の高い施策や先進性の高い独自施策として、14 の施策を「主要施策」に位置づけて推進。

第 2 次千歳市食育推進計画

計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度

【基本目標 1】

食を生かす～健康で豊かな食生活の実践

重点取組： 規則正しい食習慣の確立、 栄養バランスのとれた食事や日本型食生活を食卓に取り入れる、 食の安全・安心について理解を深める

【基本目標 2】

食を楽しむ～身の周りの食に関心をもち、豊かな心を育てる

重点取組： 楽しく食事をとるための工夫に努める、 食べ物の大切さを知り、自然の恵みに感謝する、 廃棄の問題など、食を通じて環境について考える、 基本的な調理技術を身につける、 味覚を育てる

【基本目標 3】

食を育む～豊かな地域の食を守り育て、次世代へ継承する

重点取組： 千歳市でとれた食材を活用し、千産千消への理解を深める、 郷土料理等、地域の食文化を知り、次世代に継承する

はばたく健康ちとせ 2 1

計画期間：平成 18 年度～平成 27 年度

【基本理念】

市民みんなが豊かな人生を過ごせるよう、家族や地域・学校・職域・行政が共通の健康目標を持ち、健康づくりの主役である市民を支える環境をつくる

【目標】

わたしのからだを知ろう、 食べ物を知ろう、 おいしくバランスよく、 歯と歯ぐきの健康を知ろう、 禁煙、 気軽に楽しく体を動かす、 歩くことを心がける

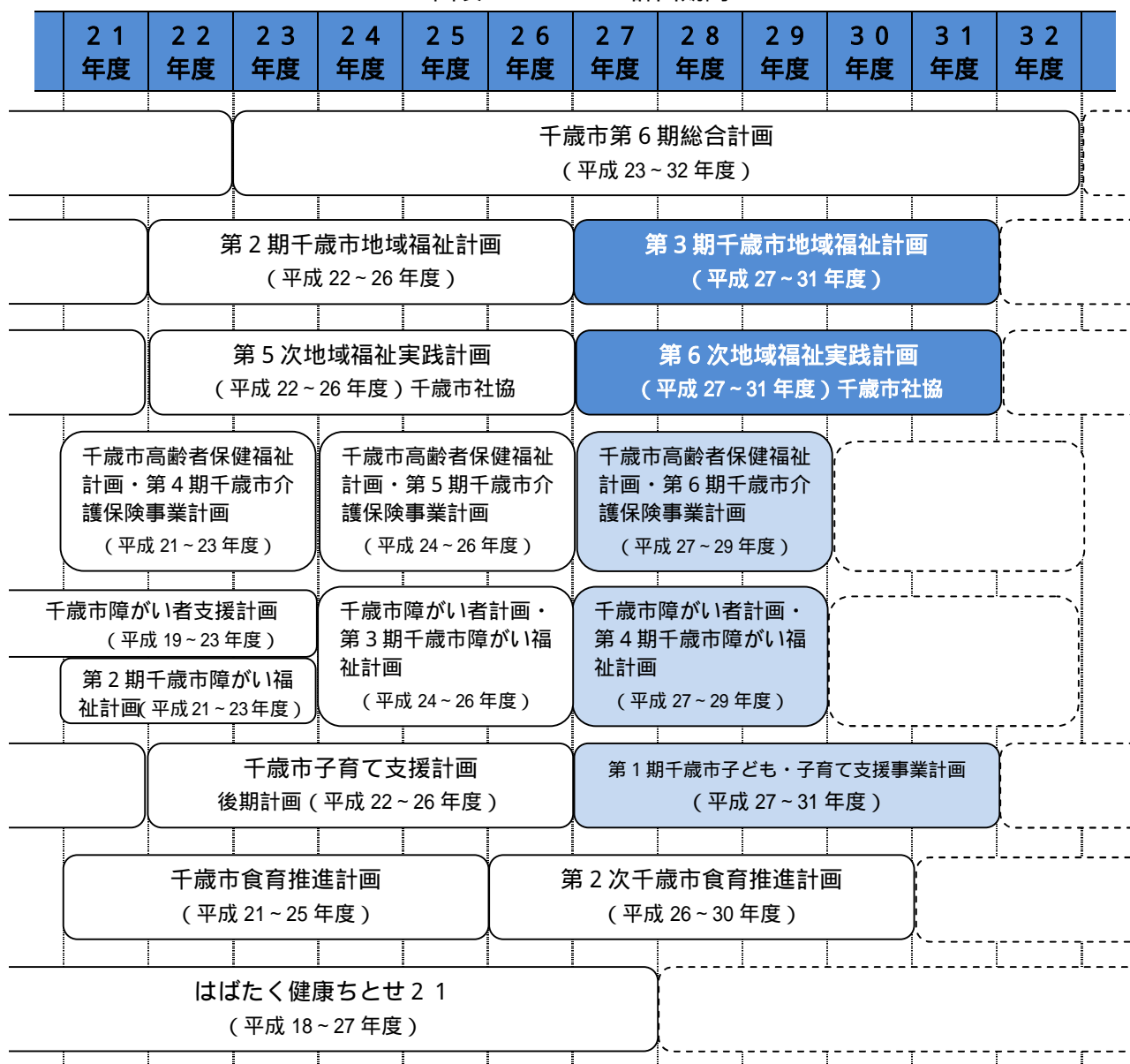
- 3 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

市の計画である「千歳市高齢者保健福祉計画・千歳市介護保険事業計画」「千歳市障がい者計画・障がい福祉計画」「千歳市子ども・子育て支援事業計画」については、第 3 期千歳市地域福祉計画と同じく平成 27 年度に計画期間が始まることから、庁内連携を図り計画策定に取り組みました。

また、千歳市社会福祉協議会が策定する「第 6 次地域福祉実践計画」についても、策定年度及び計画期間を同一にし、地域福祉に関する事業を具体的に実践するための行動計画として位置付けられることから、密に連携を図りながら策定しました。

図表 3 1 計画期間



- 4 計画策定体制

「第3期千歳市地域福祉計画」の策定にあたっては、市民の計画策定への主体的な参加が重要になることから、次のとおりの組織と連携し計画を策定しました。

(1) ちとせ地域福祉市民会議

計画の策定にあたり、市民の主体的な参加による意見を計画に反映させるため、平成26年6月に20名からなる「ちとせ地域福祉市民会議」を設置し、11月までの間に計7回会議を開催し、議論した内容を提言書にまとめ市長へ提出しました。

委員の構成

委員は、市内の各関係団体から推薦を受けた15名と市民公募5名により構成され、児童分野では、保育士や教諭、高齢者支援分野から、地域包括支援センターの職員や医療従事者、障がい者支援分野から、障がい者総合支援センターや事業所の職員、地域組織から、町内会、民生委員児童委員、女性団体協議会、商工会議所、社会福祉協議会職員など、さまざまな福祉分野の第一線で業務に従事している方や地域に密着した活動を行っているメンバーにより会議を開催しました。

会議の経過

すべての会議において、3～4つに分かれたグループディスカッションと全体会議発表の形式による討議を重ねて提言書を取りまとめました。

図表 4 1 会議の経過

回	概 要
第1回	市長からの諮問、研修会（北星学園大学社会福祉学部教授 岡田直人氏）
第2回	対象者別の制度だけでは対応が困難な事例の掘り起しと3つの検討テーマの設定
第3回	「市民一人ひとりが身近な問題として地域課題を受け止め、福祉活動にかかわる」
第4回	「今ある資源やサービス・人材を活用して、新しい仕組みや取り組みをつくる」
第5回	「すべての市民が必要なサービスを適切に利用しながら地域で暮らす」
第6回	これまでの会議のふりかえり、提言書（骨子）づくり
第7回	提言書づくり

(2) 千歳市保健福祉調査研究委員会

保健福祉の推進にあたり、社会福祉を取り巻くさまざまな環境の変化に対応した総合的な調査研究を行い、市民の福祉の増進を図ることを目的として設置された市の附属機関です。千歳市内の保健、福祉、医療の関係機関や団体の代表者を中心とした委員で構成されています。専門的、総合的な見地から幅広い意見をいただきました。

(3) 千歳市保健福祉推進委員会

保健福祉部長を委員長とした庁内組織の委員会であり、千歳市における保健福祉に係る各種施策を総合的かつ有機的に推進することを目的として設置されています。本計画の策定にあたり、下部組織の作業部会での検討を含め、市として取り組むべきことなどについて総合的な検討を進めました。

(4) 第 3 期千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

千歳市民の地域活動の実態や課題、今後の意向などを把握し、施策の検討や計画策定に反映することを目的として、市民を対象とした意識調査を実施しました。

対 象：平成 26 年 6 月 1 日現在、千歳市内に在住の 16 歳以上の市民 2,000 人

調査方法：郵送により調査票を発送・回収

調査期間：平成 26 年 7 月 8 日（火）～平成 26 年 7 月 23 日（水）

回収状況：有効回答数 971 件（回収率 48.6%）

(5) 第 3 期千歳市地域福祉計画策定のためのパブリックコメント

計画策定にあたり、計画内容を計画素案の段階で市民に公表し、市民から寄せられた意見を計画に反映させるためパブリックコメントを実施しました。

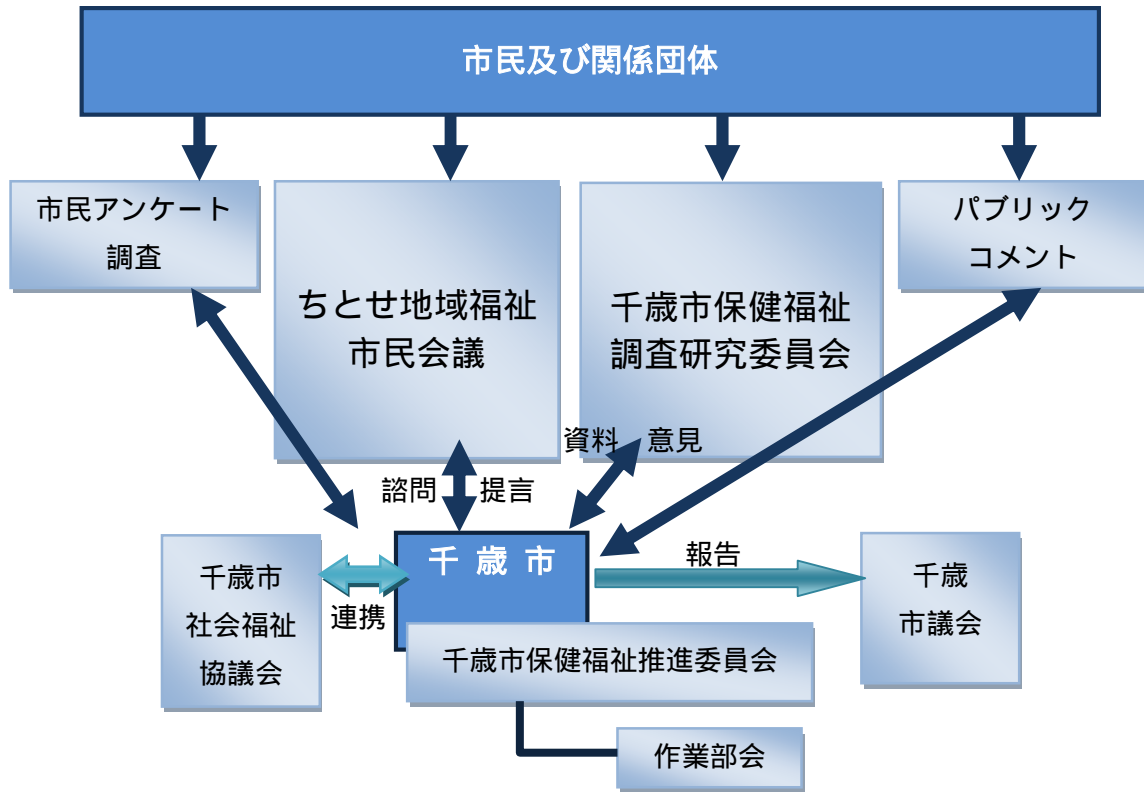
パブリックコメントの実施時期：平成 26 年 12 月 12 日（金）

～平成 27 年 1 月 14 日（水）

パブリックコメントの実施方法

- ・ 計画素案の公表：ホームページ上での公開、公共施設等での素案の設置
- ・ 市民からの意見の回収方法：電子メール、郵送、ファクシミリ、意見箱など

図表 4 2 計画策定体制



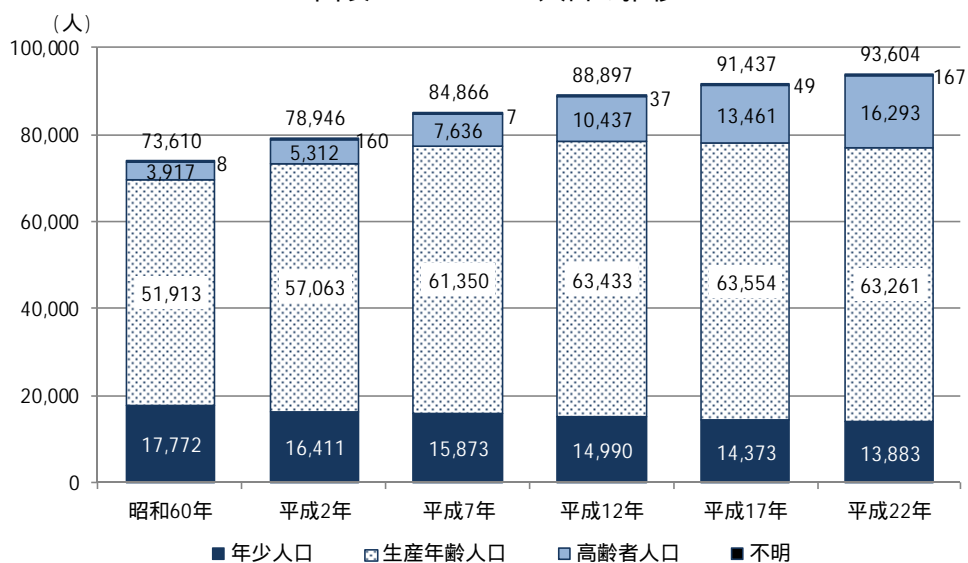
- 1 千歳市の概況

(1) 人口

千歳市の平成 22 年 10 月 1 日現在の人口は 93,604 人であり、年々増加しています。

高齢者人口は、昭和 60 年に 3,917 人だったものが、平成 22 年には 16,293 人と大幅に増加しています。また、年少人口は、昭和 60 年に 17,772 人だったものが、平成 22 年には 13,883 人と約 4,000 人減少し、千歳市においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表 1 1 人口の推移



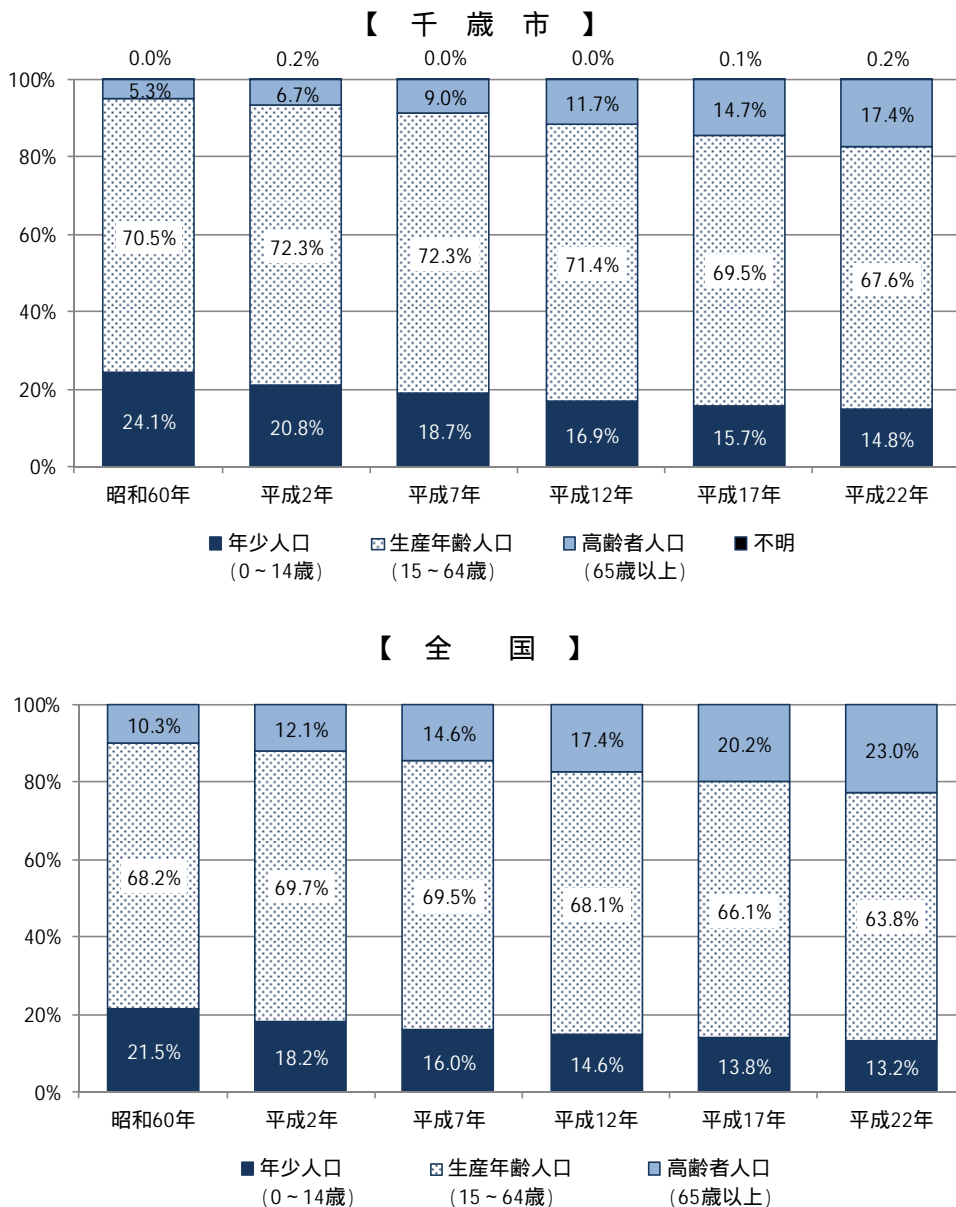
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(2) 年齢構成

「年齢階層別の人口を、全国の状況と比較してみると、平成22年では、高齢者人口の割合は全国の23.0%よりも5.6ポイント低く、年少人口の割合は、全国の13.2%よりも1.6ポイント高くなっています。

高齢者人口割合、年少人口割合からみると、千歳市は全国平均より若いまちであることがうかがえます。

図表 1 2 年齢階層別人口割合の推移

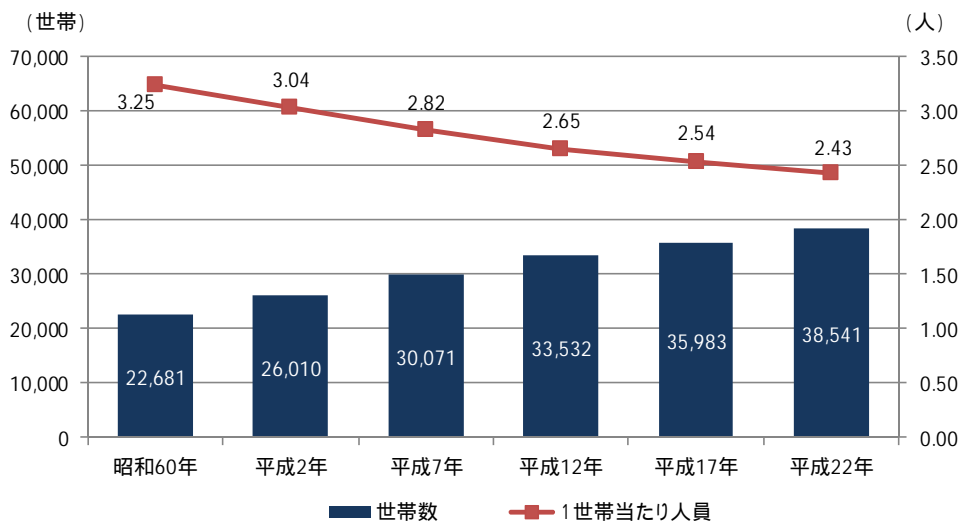


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 世帯数及び世帯当たり人員

世帯数は、昭和60年の22,681世帯から、平成22年には38,541世帯と、約16,000世帯増加しています。しかしながら、1世帯当たり人員は3.25人から2.43人へと低下し、一人暮らし世帯、核家族世帯等が増えていることがうかがえます。

図表 1 3 世帯数及び世帯当たり人員の推移

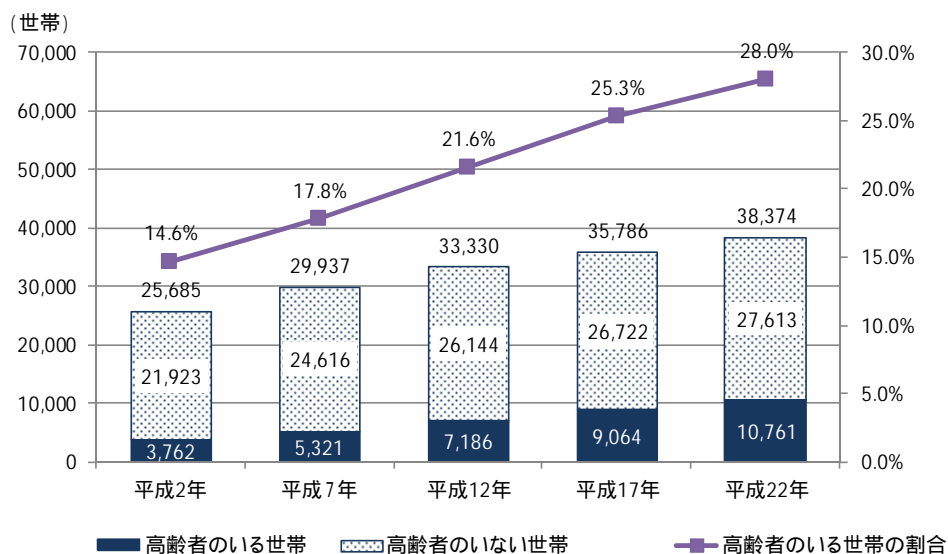


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加し、平成2年には3,762世帯だったものが、平成22年には10,761世帯へと増加しています。また、世帯全体に占める高齢者のいる世帯の割合も高まり、平成2年には14.6%だったものが、平成22年には28.0%と、13.4ポイント高くなっています。

図表 1 4 高齢者のいる世帯の推移



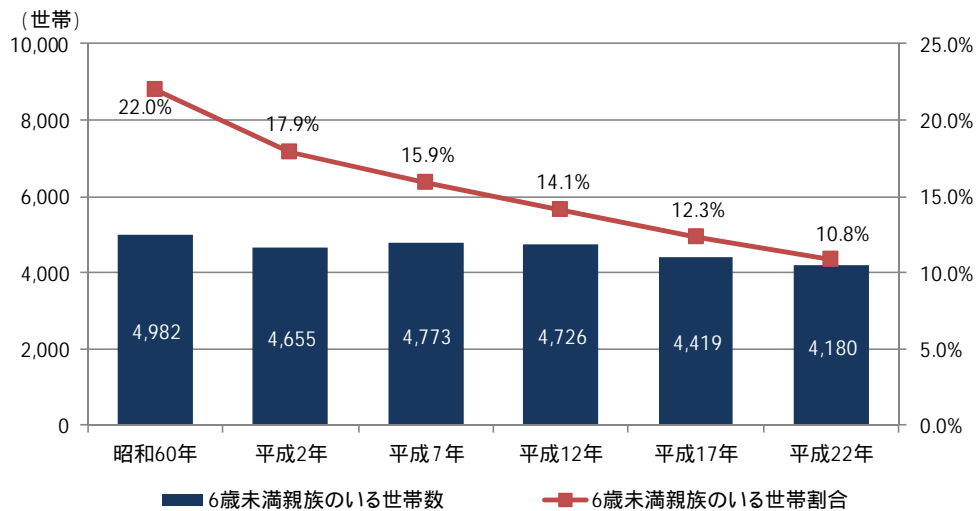
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

世帯数は一般世帯数

(5) 子どものいる世帯

6歳未満親族のいる世帯の推移をみると、年々減少していることがわかります。昭和60年には4,982世帯だったものが、平成22年には4,180世帯となり、また、全世帯に占める6歳未満親族のいる世帯の割合は、22.0%から10.8%と11.2ポイント低下しています。

図表 2 6 6歳未満親族のいる世帯の推移



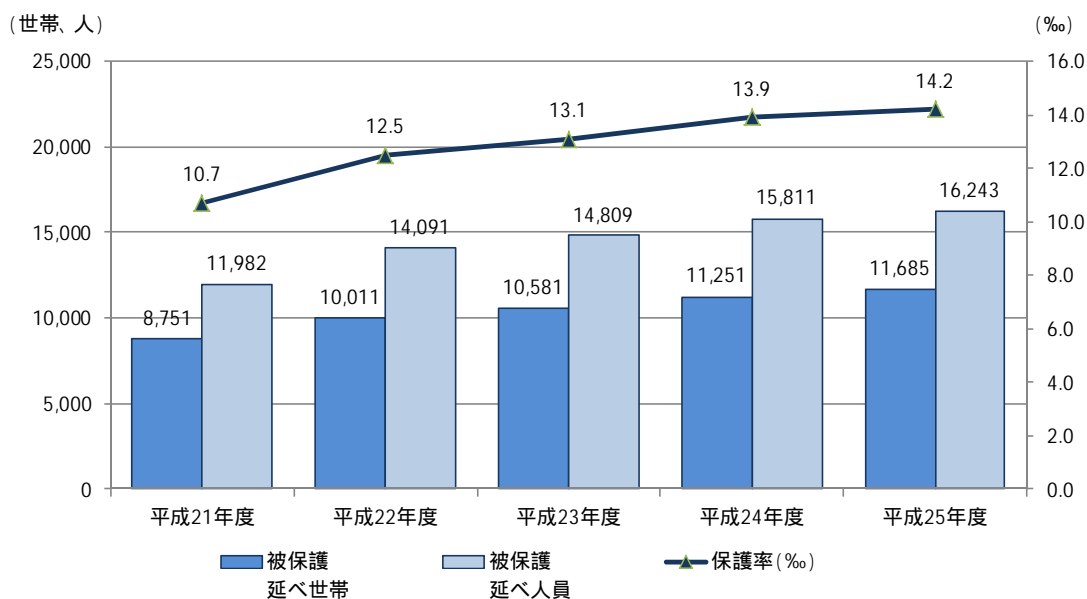
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

- 2 福祉サービスを必要とする人

(1) 生活保護受給者

生活保護受給者数について、被保護世帯数、被保護人員数共に、年々増加しています。保護率は、平成21年度に10.7%だったものが、平成25年度には14.2%と3.5ポイント高くなっています。(単位「‰(パーミル)」は千分率)

図表 2 1 生活保護受給者数の推移

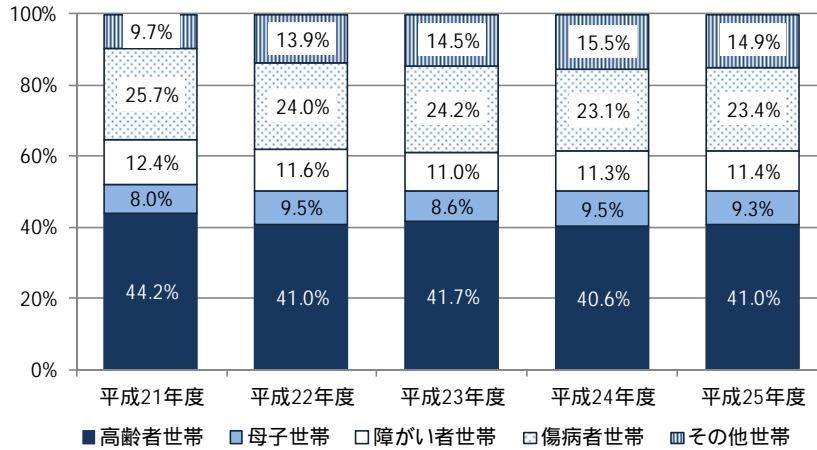


資料：千歳市福祉課

被保護「世帯」「人員」は、各年度における各月の実世帯や実人員の合計
保護率は、年度平均被保護人員の9月末住民基本台帳人口に対する割合

被保護世帯の世帯類型の推移をみると、「その他世帯」が、平成21年度には9.7%だったものが、平成25年度には14.9%と、5.2ポイント高くなっています。他の世帯類型と比較して、「その他世帯」は増加傾向が顕著です。

図表 2 2 被保護世帯の世帯類型の推移



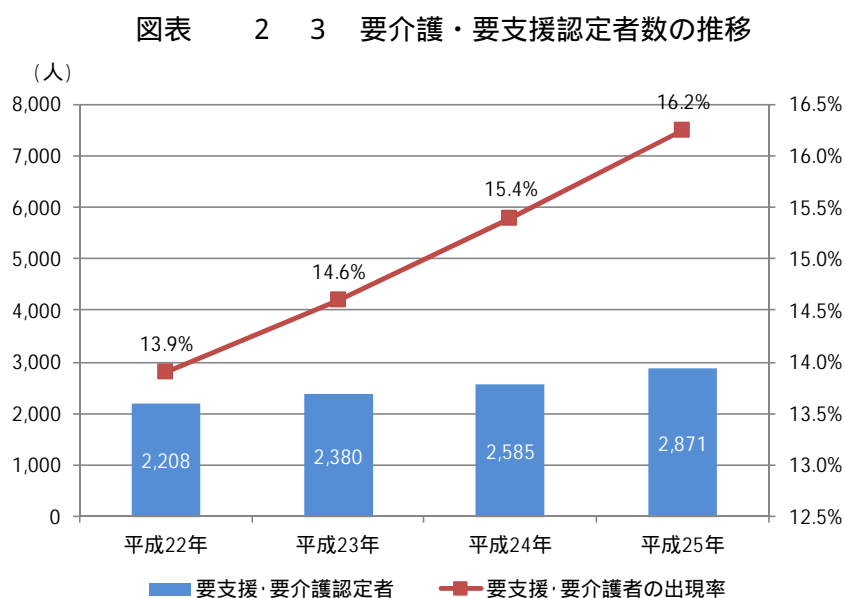
資料：千歳市福祉課
月単位で集計しており、平均値を採用

(2) 要介護・要支援認定者

高齢者数の増加に伴い、介護保険制度における要支援・要介護認定者数も年々増加しています。

要支援・要介護認定者数は、平成22年には2,208人だったものが、平成25年には2,871人と、663人増加しています。

65歳以上人口に対する要支援・要介護認定者の割合（出現率）も年々高まり、平成25年には16.2%となっています。



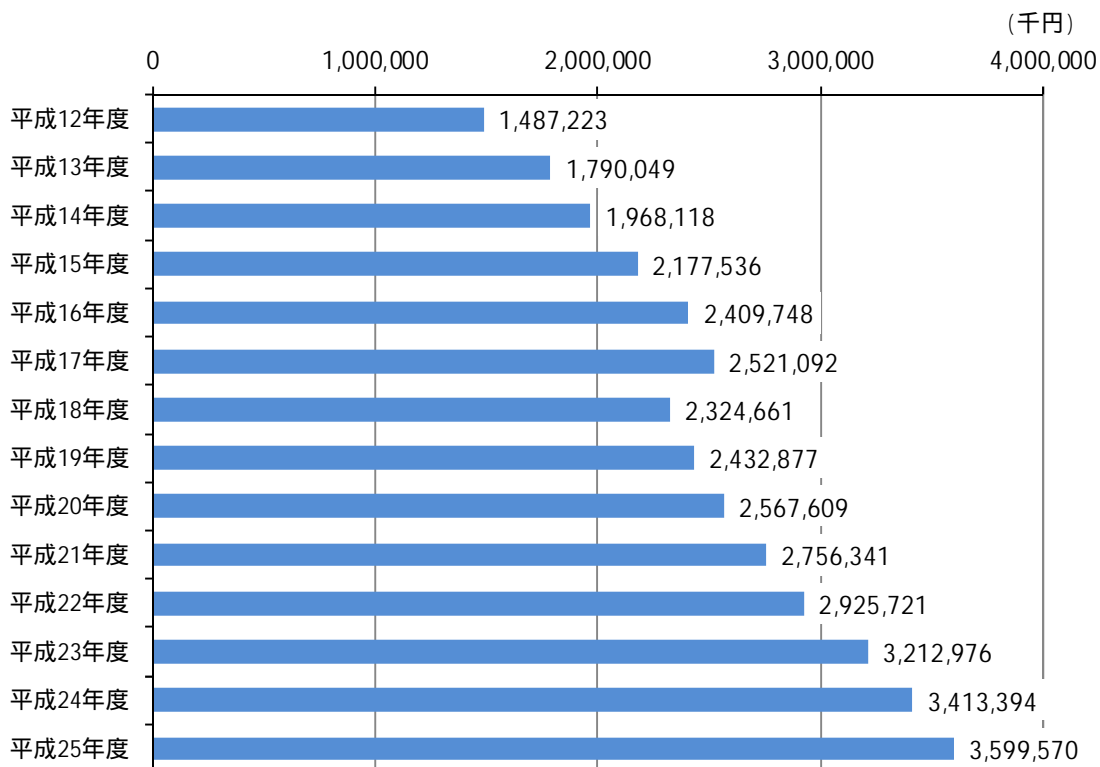
資料：千歳市高齢者支援課

要支援・要介護認定者数：介護保険事業報告（各年3月末現在）

出現率：3月末住民基本台帳の65歳以上人口に対する割合

また、要介護・要支援認定者の増加に伴い、介護保険制度サービスにかかる介護給付費は年々増加しています。平成12年度の介護保険制度開始当時には1,487,223千円だったものが、平成25年度には3,599,570千円となり、約20億円増加しています。

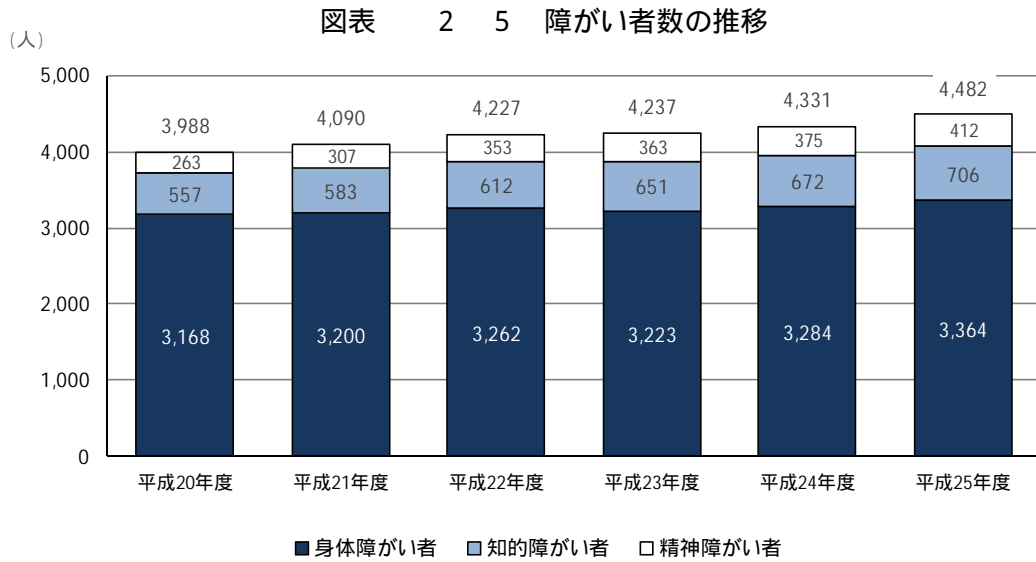
図表 2 4 介護給付費の推移



資料：千歳市高齢者支援課

(3) 障がい者

千歳市の障がい者数（手帳所持者数）について、身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれも、年々増加しています。



資料：千歳市障がい者支援課（各年3月末現在）

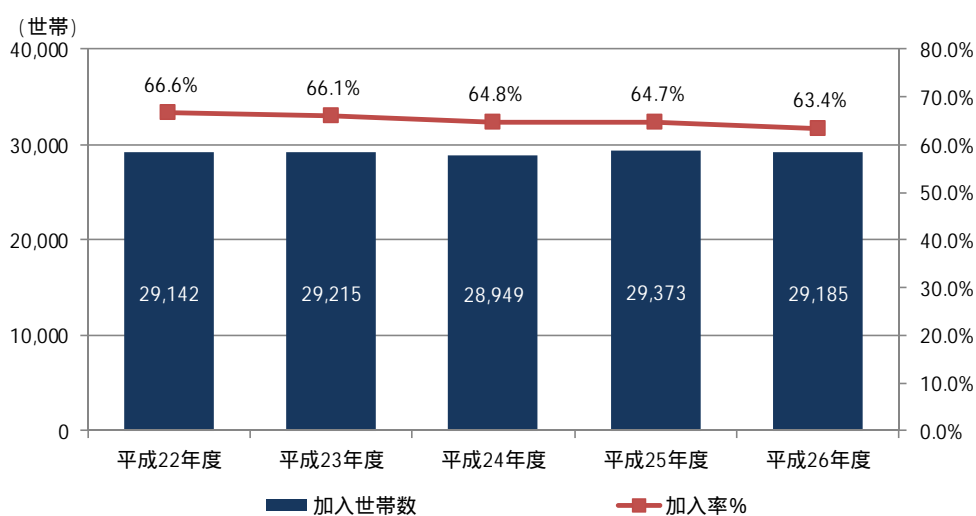
- 3 地域活動

(1) 町内会・自治会

現在、千歳市には町内会・自治会（連合会を含む）が 151 団体あります。全世帯の約 6 割が加盟し、地域活動を展開しています。

町内会・自治会への加入世帯数は横ばいで推移していますが、加入割合は年々低下しています。

図表 3 1 町内会・自治会の加入世帯数の推移

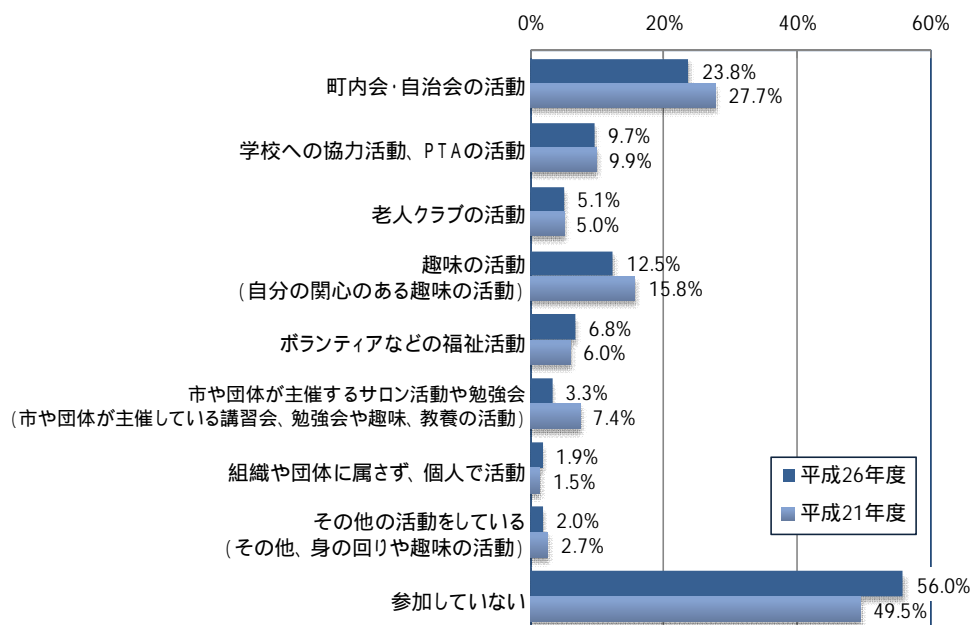


資料：千歳市市民生活課

(2) 地域活動の参加者

平成21年度、平成26年度に実施した「千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査」の結果によると、町内会・自治会の活動に参加していると回答したのは、平成26年度調査で23.8%であり、平成21年度調査の27.7%と比べて3.9ポイント低くなっています。

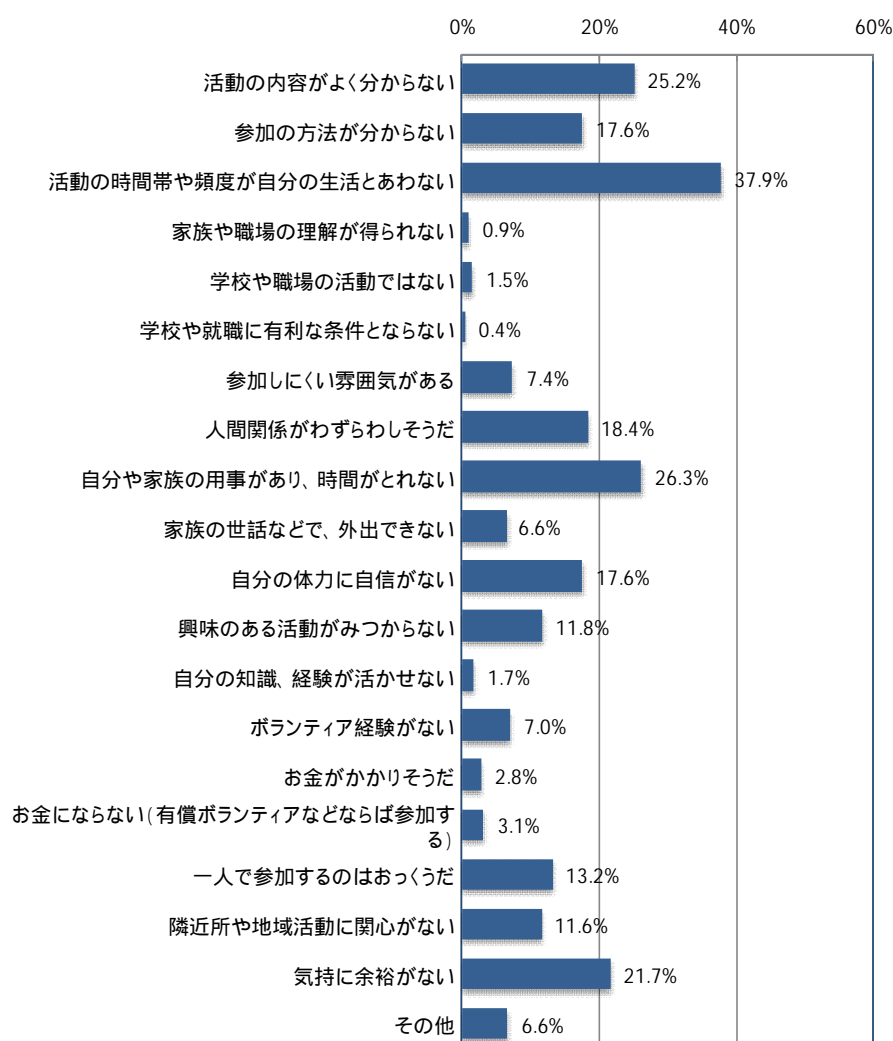
図表 3 2 参加している地域活動（平成26年度、平成21年度市民アンケート調査より）



平成 26 年度調査で、地域活動に参加していないと回答した方に、参加していない理由をたずねたところ、「活動の時間帯や頻度が自分の生活とあわない」(37.9%)、「自分や家族の用事があり、時間がとれない」(26.3%)、「活動の内容がよく分からない」(25.2%)などの割合が高くなっています。

市民の地域活動への参加を促す取り組みとして、地域活動やボランティアに関する情報の周知や働いている人なども参加しやすい活動の時間・頻度について工夫する必要があります。

図表 3 3 地域活動に参加していない理由（平成 26 年度市民アンケート調査より）



第 章

地域福祉をめぐる千歳市の状況と課題

1 市民アンケート及び「ちとせ地域福祉市民会議」からみる 地域の状況

「千歳市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査」(平成26年7月)及び「ちとせ地域福祉市民会議」の結果から、千歳市の地域福祉活動をめぐる状況と課題を整理します。

(1) 地域福祉の理念の普及

市民アンケート

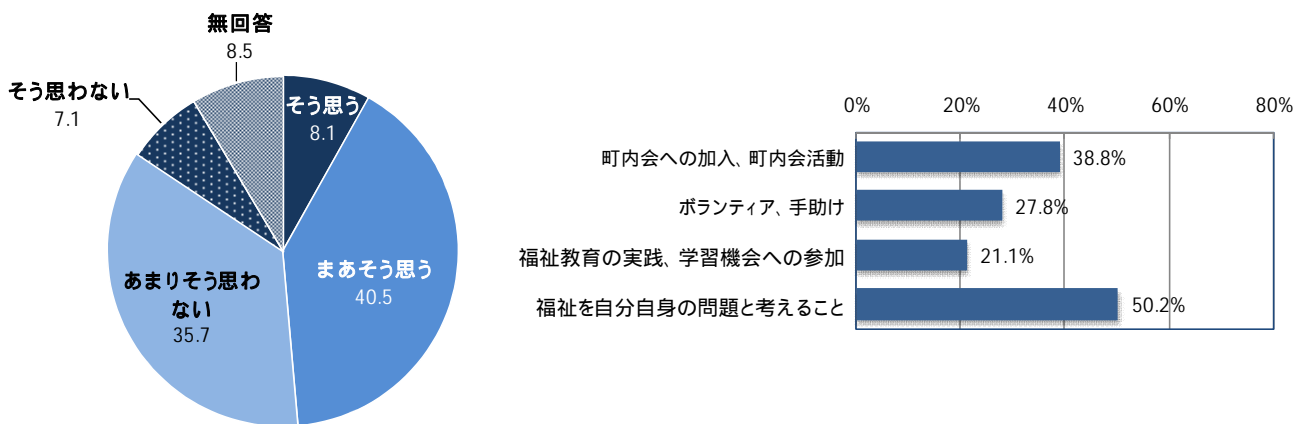
地域の結びつきがあると考えている市民は半数程度であり、実際の近所付き合いは「あいさつ程度」、「立ち話をする程度」という方がほとんどです。

地域活動に参加していない方の中にも、「地域社会の一員として役に立ちたい」と考えている方が多く存在することがわかりました。

「地域福祉の理解があり、住民同士の結びつきがあるまちだと思う」と回答した市民は48.6%です(「そう思う」8.1%、「まあそう思う」40.5%)。

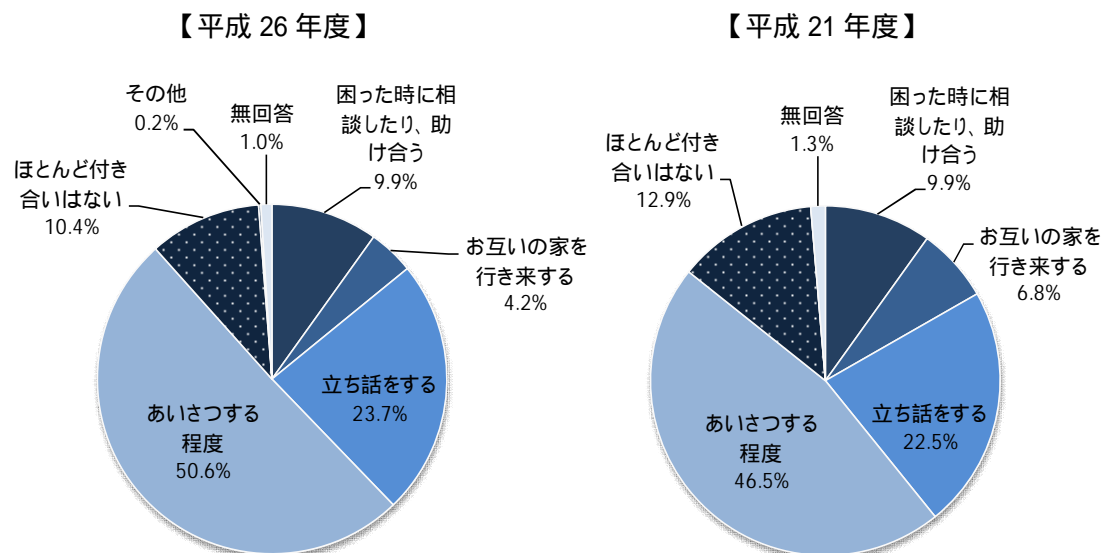
また住民同士の結びつきを強めるために力を入れるべき取り組みとしては、「福祉を自分自身の問題と考えること」が50.2%、「町内会への加入、町内会活動」が38.8%の割合が高いです。

図表 - 1 - 1 地域福祉の理念の普及について(平成26年度市民アンケートより)



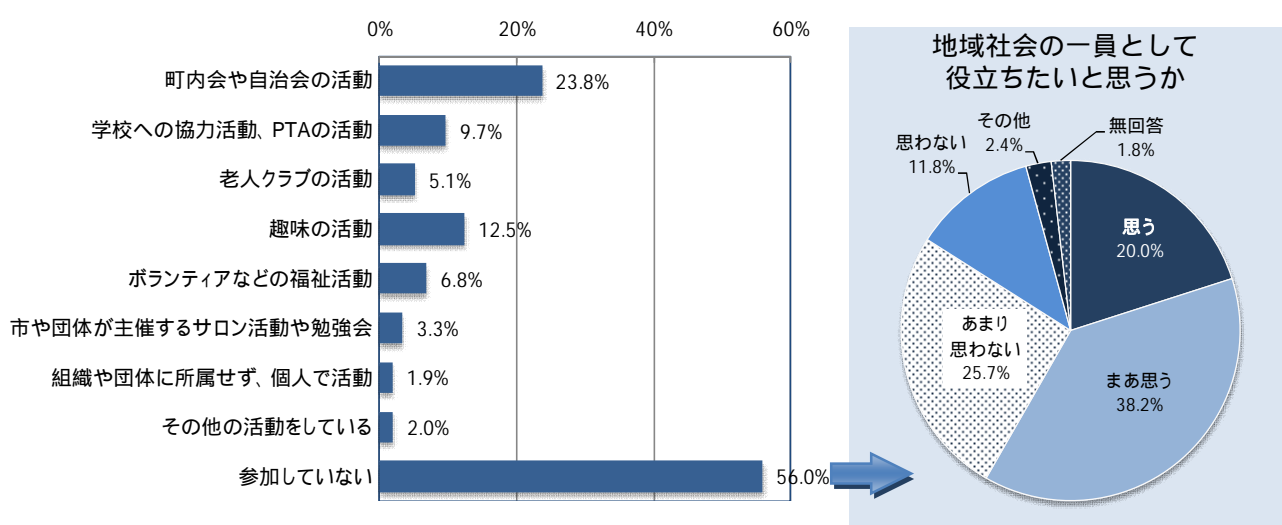
近所づきあいの程度については、「あいさつをする程度」としたものが約半数で、平成 21 年度の調査結果とほぼ同じ傾向です。

図表 - 1 - 2 近所づきあいの程度（平成 26 年度、平成 21 年度市民アンケートより）



地域活動に「参加していない」と回答した方が 56.0%います。また、「参加していない」と回答した方に、地域社会の一員として役立ちたいと思うかをたずねたところ、「思う」「まあ思う」を合わせた割合が約 6 割となっています。

図表 - 1 - 3 地域活動への参加（平成 26 年度市民アンケートより）



ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・町内会を基本としつつ、隣近所やゴミステーションの範囲など、小さな単位での声かけや交流などをきっかけに、地域のつながりをつくっていくことが大切です。
- ・仕事や家庭の事情などから、地域活動に参加できない人がいます。「アフター5」の活用、町内会行事への参加など、市民の「勇気ある一歩」を引き出せるようなきっかけづくりが必要です。
- ・世代間交流などにより、若い世代にも地域福祉の理念を広げていく工夫が必要です。

(2) 生活課題への取り組み

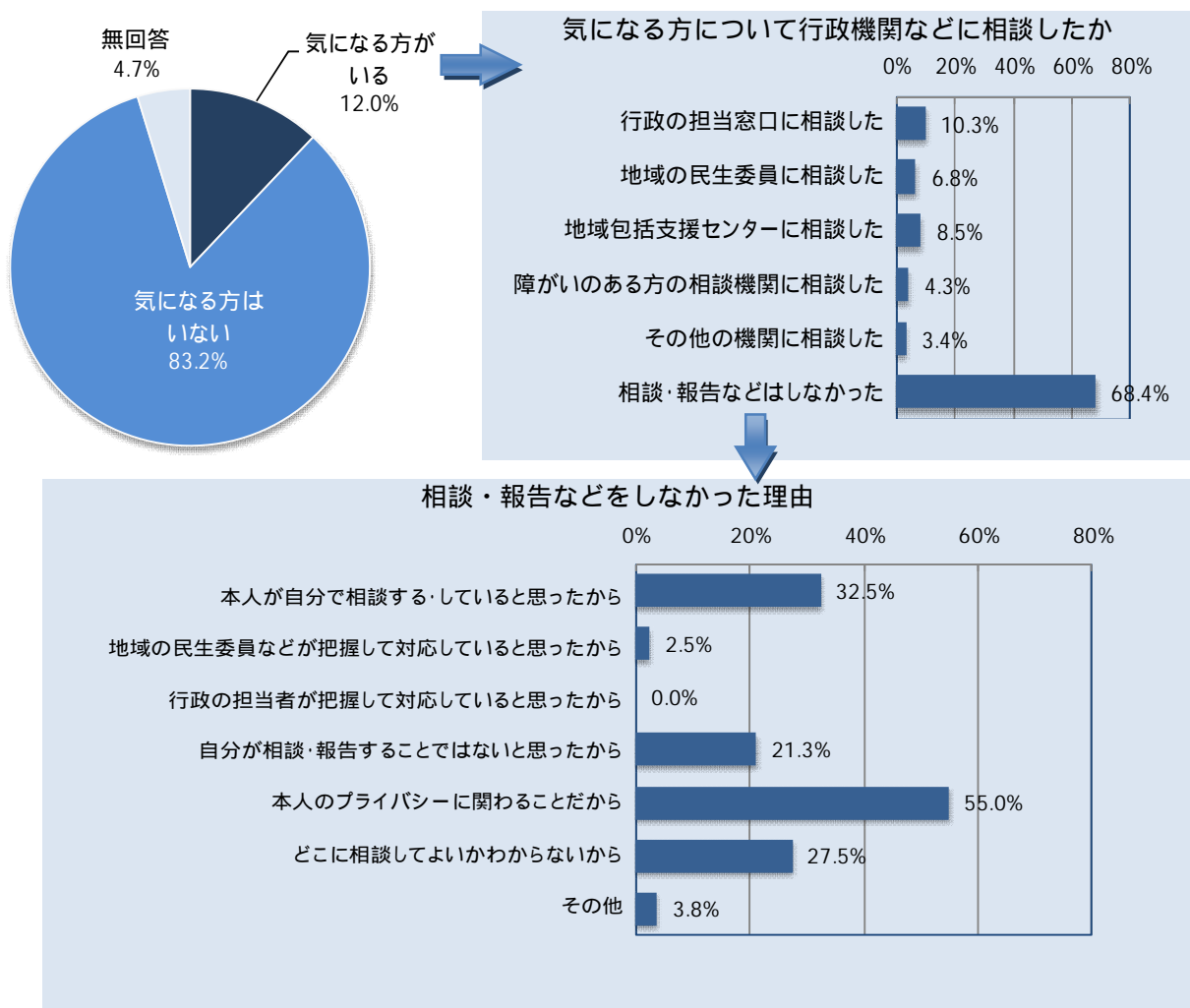
市民アンケート

手助けを必要とする方への対応が行われていると考えているのは4割程度であり、福祉や手助けを必要とする市民を把握して、対応することが求められています。

また、手助けを必要とする方に適切に対応するためには、プライバシーなど個人情報に関わる課題があることがわかりました。

身のまわりに生活困窮者として想定される気になる方が「いる」としたものは12.0%でした。また、気になる方について行政機関などに「相談・報告などはしなかった」方が約7割と大半を占めています。その理由として「本人のプライバシーに関わることだから」との回答が55.0%と高くなっています。

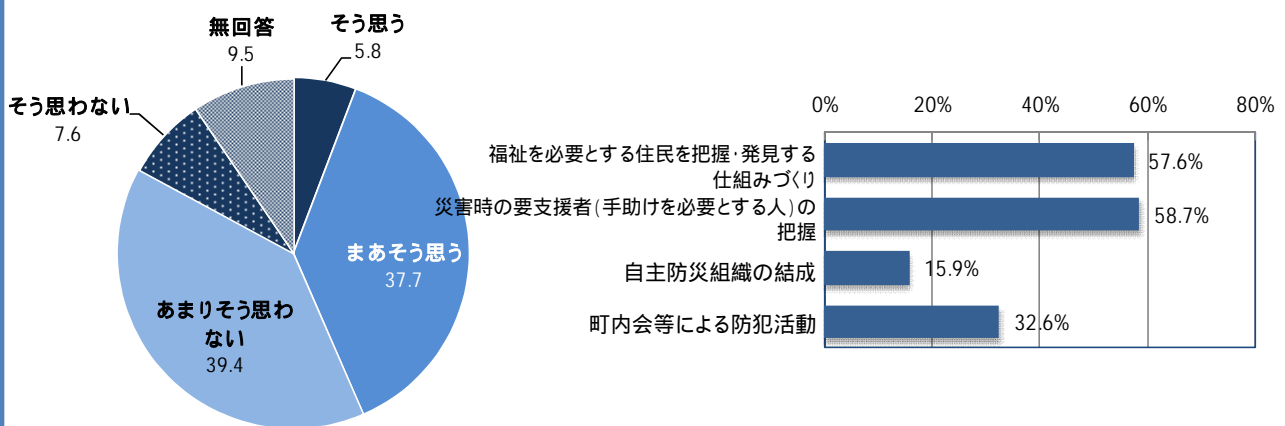
図表 - 1 - 4 生活困窮者への気づきについて（平成26年度市民アンケートより）



「手助けを必要とする方への対応や、防災・防犯の地域活動が積極的に行われていると思う」と回答したのは43.5%です（「そう思う」5.8%、「まあそう思う」37.7%）

地域内の手助けや防災・防犯のために力を入れるべき取り組みとしては、「災害時の要支援者（手助けを必要とする人）の把握」（58.7%）、「福祉を必要とする住民を把握・発見する仕組みづくり」（57.6%）の割合が高いです。

図表 - 1 - 5 生活課題への取り組みについて（平成26年度市民アンケートより）



ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・従前の対象者別の制度では入口で対象から漏れてしまうなど解決に至りにくい地域課題があり、「制度の狭間」にあってサービスを必要としている市民がいます。
- ・町内などで困っている人を発見した時に、必要なサービスに結び付けるネットワークが必要です。しかしながら、個人情報などの問題から、うまく情報をつなげられないことがあります。
- ・民生委員児童委員など、地域のなかで困りごとを抱えている市民と行政機関などとの間をつなぐ「パイプ役」になる人を育てていくことが必要です。

(3) 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり

市民アンケート

福祉サービスを安心して利用できる仕組みが整っていると感じているのは半数程度です。

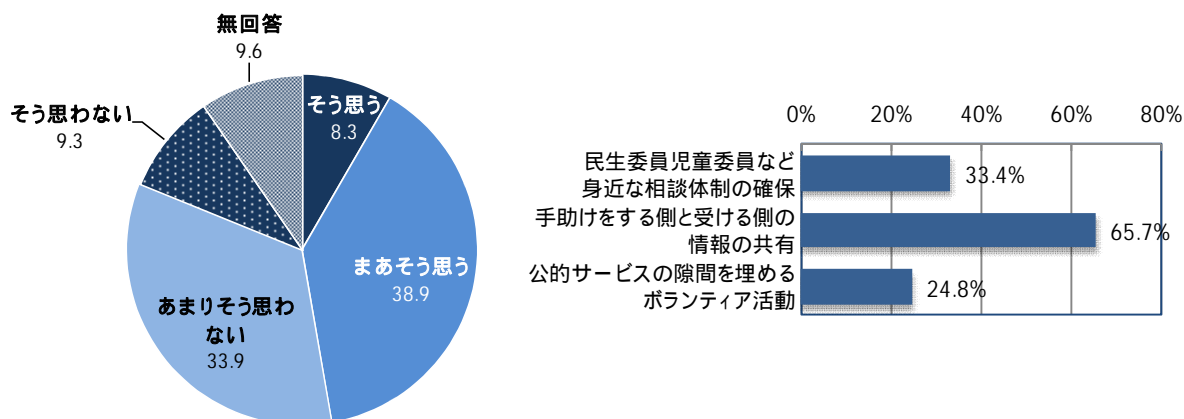
安心して福祉サービスを利用するために、手助けをする側と受ける側が互いによく理解しあうことが重要であることが示唆されます。

また、家族や親族以外に、身近な地域で困りごとを相談できる先や、どんな困りごとでも安心して相談することができる機関が必要であることがわかります。

「福祉サービスを必要としたときに、確実に安心して利用できるまちだと思う」と回答したのは47.2%です（「思う」8.3%、「まあ思う」38.9%）。

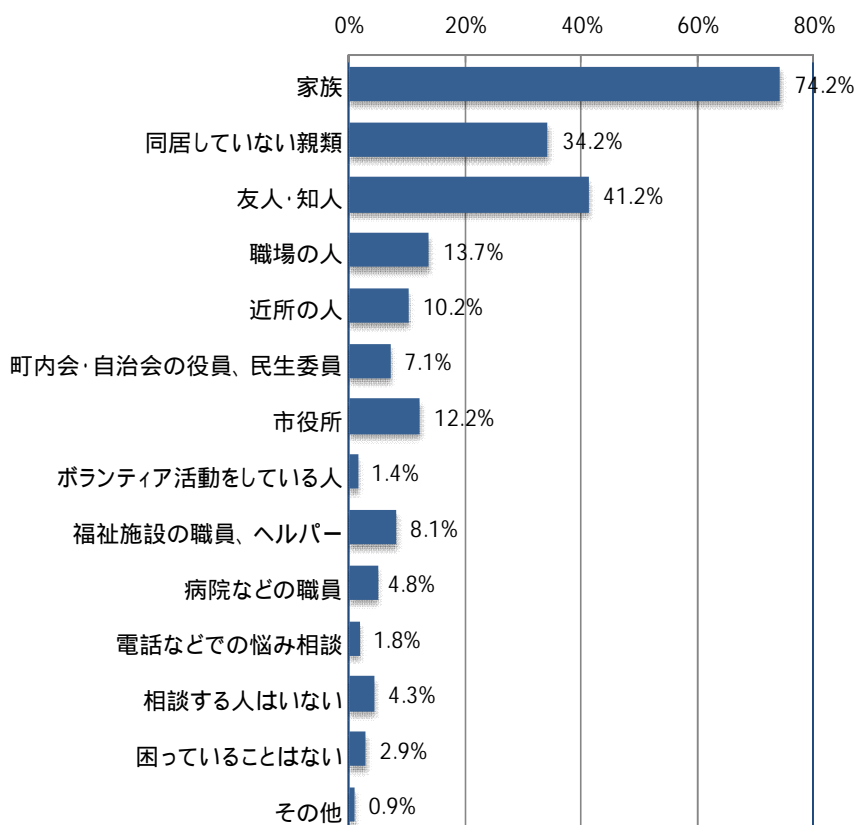
福祉サービスを確実に安心して利用できるようにするために力を入れるべき活動としては「手助けをする側と受ける側の情報の共有」（65.7%）、「民生委員児童委員など身近な相談体制の確保」（33.4%）などの割合が高いです。

図表 - 1 - 6 福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくりについて
（平成26年度市民アンケートより）



日々の困りごとの相談相手としては、「家族」(74.2%)、「友人・知人」(41.2%)、「同居していない親類」(34.2%)の割合が高いです。また、「町内会・自治会の役員、民生委員」(7.1%)、「市役所」(12.2%)などの割合は低くなっています。

図表 - 1 - 7 日々の困りごとの相談相手 (平成 26 年度市民アンケートより)



ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・ サービスがあることを知らない、自分がサービスの対象かどうか分からない、制度がわかりづらいなどの理由から、必要なサービスを利用できない市民がいます。
- ・ 困りごとの相談先や、困った時にどこを頼っていいかわからないことなどから、必要なサービスにたどり着けない市民がいます。
- ・ せっかく相談したのに「たらいまわし」を受けてしまい、適切な機関へつなげてもらえなかった。

(4) 福祉のまちづくり

市民アンケート

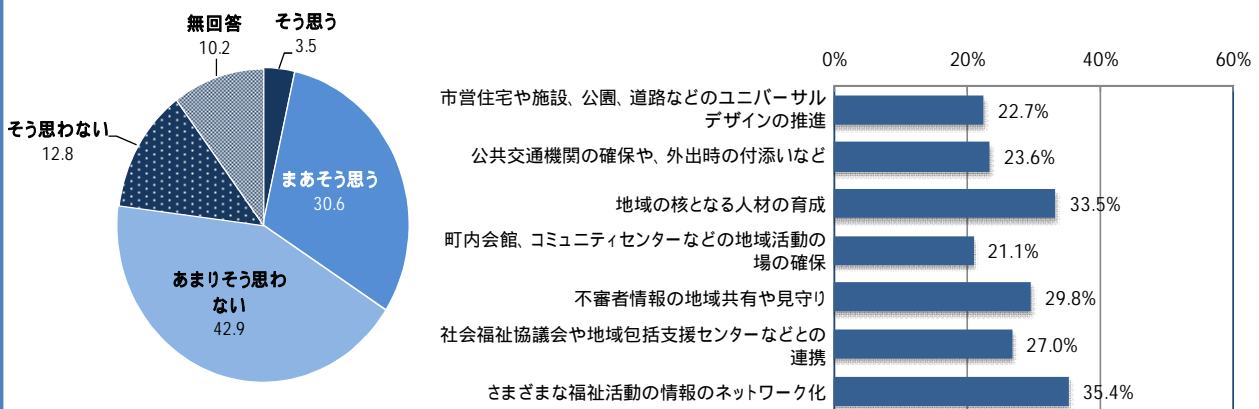
安心して暮らせる生活基盤が十分に整っていないと思っている市民が多くいることがわかります。

ハード面だけでなく、人材育成や、地域関係者によるネットワークや連携体制の構築など、さまざまな側面からの取り組みが求められます。

誰もが安心して暮らせる生活基盤や福祉事業者、専門職などの人材が整っていると思うと回答したのは34.1%です（「思う」3.5%、「まあ思う」30.6%）。

生活基盤や人材を整えるために力を入れるべき活動については、「さまざまな福祉活動の情報のネットワーク化」（35.4%）、「地域の核となる人材の育成」（33.5%）、「不審者情報の地域共有や見守り」（29.8%）、「社会福祉協議会や地域包括支援センターなどとの連携」（27.0%）などの割合が高いです。

図表 - 1 - 8 福祉のまちづくりについて（平成26年度市民アンケートより）



ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・バスをはじめとする公共交通機関のルートや本数、歩道などの状況から「外出しにくい」「歩きにくい」と感じている市民がいます。
- ・専門職が分野ごとに分かれていて、うまく横の連携が機能していない場合、せっかくの専門知識や人材を活かされていない状況が見受けられます。行政における部署なども「縦割り」になっており、市民にとってはわかりにくい部分があります。
- ・どのような組織や人材が地域にいるのか、あまり知られていません。
- ・地域市民の力だけで地域の課題を解決することは難しく、行政や専門職などと力を出し合うことが必要です。

(5) 地域活動に参加しやすい仕組みづくり

市民アンケート

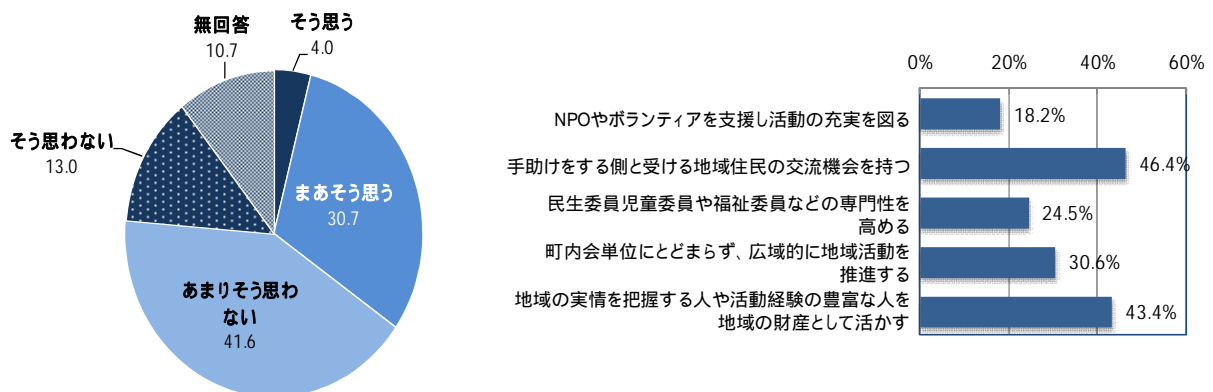
地域活動に参加しやすい仕組みが十分でないと思っている市民が多くいることがわかります。

積極的な地域活動への参加を促すためには、手助けをする側と受ける側が、お互いに十分に理解しあうとともに、経験の豊富な人材を育て、活用することが重要であるとうかがえます。

「地域活動に市民の誰もが積極的に参加できる仕組みが整っていると思う」と回答したのは34.7%です（「思う」4.0%、「まあ思う」30.7%）。

積極的に地域活動に参加できるようにするために力を入れるべき取り組みとしては、「手助けをする側と受ける地域住民の交流の機会を持つ」（46.4%）、「地域の実情を把握する人や活動経験の豊富な人を地域の財産として活かす」（43.4%）、「町内会単位にとどまらず、広域的に地域活動を推進する」（30.6%）などの割合が高いです。

図表 - 1 - 9 地域活動に参加しやすい仕組みづくりについて
（平成26年度市民アンケートより）



ちとせ地域福祉市民会議 からの意見

- ・ ボランティア活動に参加したいと思っても、どこに行けば情報があるのか、どこでボランティア活動ができるのか情報がないために、参加できない人がいます。
- ・ 近隣や単位町内会だけでは解決できない課題については、町内会同士の連携や、専門機関・行政などとの連携によって取り組みを進める必要があります。

- 2 第2期計画から第3期計画へ引き継ぐ課題

第2期計画においては、4つの基本目標に対して8つの課題が設定されています。市民アンケート調査や「ちとせ地域福祉市民会議」での議論、関連する施策の実施状況などから、第2期計画で設定された課題の改善状況を評価し、第3期計画に引き継ぐ課題を整理します。

(1) 第2期計画から第3期計画へ引き継ぐ課題

【基本目標1】ともに生きる、ともに暮らすまち

【課題1-1】地域福祉の理念の普及

- ・地域福祉の基礎となる市民同士の結びつきを強める取り組みが必要です。町内会への加入率が下がっていますが、隣同士のあいさつ、花植えなどのボランティア、誘い合っただけの町内会行事への参加などのきっかけをつくり、市民の関心を高める取り組みが求められます。
- ・地域活動に参加したいと思っている市民が、それぞれの状況に応じて参加できるよう、心理的・物理的な「活動参加のハードル」を下げるための取り組みが必要です。
- ・子どもから高齢者まで、幅広い市民に「地域福祉」についての理解を深める活動が必要です。

【課題1-2】生活課題への取り組み

- ・生活困窮者をはじめとして、これまでの制度では解決しづらい課題に対応するため、市民・事業者・市の連携による新しい仕組みづくりが求められています。
- ・災害時など、支援を必要とする人に確実に支援の手が届くよう、個人情報適切に取り扱うためのルールづくりや個人情報を共有できる地域の土台づくりが必要となっています。

【基本目標2】わかりやすい、利用しやすい仕組み

【課題2-1】福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり

【課題2-2】福祉サービスを身近に利用できる地域づくり

- ・困った時にはいつでも相談できる場所や人について市民に明示するとともに、サービスを受けることに対する抵抗感を軽減するための工夫が必要です。
- ・すべての市民が、制度やサービスを十分に理解して、必要に応じてサービスを利用できるよう情報周知を進めることが必要です。
- ・市や専門職がその専門性をより高め、また、連携・情報交換の仕組みを整えることで、「サービスの網」から漏れてしまう市民をなくす取り組みが求められています。

【基本目標 3】活かす、つながるまち

【課題 3-1】福祉のまちづくり

【課題 3-2】地域福祉を担う人材育成

- ・誰もが気軽に外出できるよう、公共交通機関や道路の整備など、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化について、さらなる取り組みが求められています。
- ・民生委員児童委員をはじめとする地域の中で「核」となる人材や専門職の育成、それらの人材の専門性をしっかりと活かせるような体制・仕組みづくりが必要です。
- ・市や専門職と、市民が協力して課題解決に取り組めるよう、連携・協力の体制づくりが求められています。

【基本目標 4】市民が集い、交わるまち

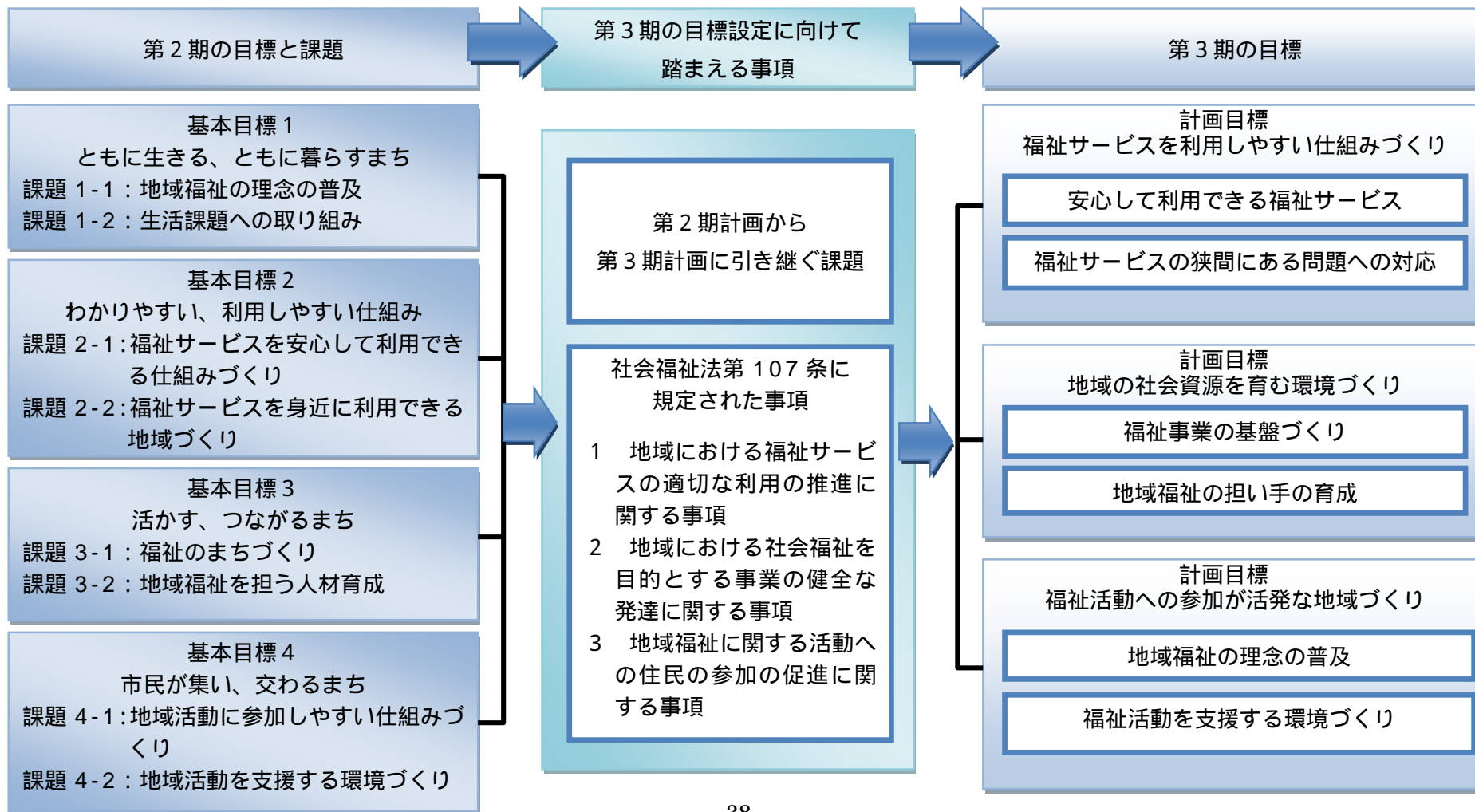
【課題 4-1】地域活動に参加しやすい仕組みづくり

【課題 4-2】地域活動を支援する環境づくり

- ・ボランティア活動や地域活動に参加したいと考えている市民が、必要な情報を得られるようにすることが必要です。
- ・活動への参加のきっかけとして、「ボランティアポイント制度」など新しい仕組みの導入も含め、参加を促す取り組みを検討することが求められています。

(2) 第 2 期の課題を踏まえた第 3 期の目標設定

(1) で整理した第 3 期計画に引き継ぐ課題及び社会福祉法第 107 条に規定された地域福祉の推進に関する 3 つの事項を踏まえて、第 3 期の計画目標を設定しました。



第 章 基本方針

- 1 基本理念

基本理念

あったかみのあるまち 「ちとせ」

市民みんなが主役となり、お互いに支え合いながら
どんなときも安心して暮らし続けられる
あったかみのあるまちを実現します

互いに声をかけ合い、出会い、交流し、あたたかみのある豊かな人間関係の中で、さみしさや孤独を感じることなく、安心して笑顔で暮らし続けられるまちをつくりま

す。
世代や性別、障がいの有無などにかかわらず、一人ひとりの個性や人間性が尊重されるまちにします。

どのような立場や状況にある市民も排除の対象ではなく、差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、市民全体が連帯して包み支え合うというソーシャル・インクルージョンの考え方を地域に根付かせます。

地域の誰もが、ともに支え合って地域をつくりあげる大切な一員であり、「私たちは千歳の市民です」と自慢できるような、あたたかいまちづくりを進めます。
まち全体に「支え合いの輪」を広げ、たった一人の小さな声でも、必要な場所や人に届くようなネットワークを築きます。

市民一人ひとりが、自分らしく、充実した生活を送ることができるまちをめざします。

ソーシャル・インクルージョン：厚生省（現・厚生労働省）に2000年7月に設置された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」が、2000年12月に発表した報告書では、「今日的な『つながり』の再構築を図り、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）ための社会福祉を模索する必要がある」と、新しい社会福祉の基本理念として位置づけています。

- 2 計画目標

(1) 計画目標 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

市民が、必要な時に適切に福祉サービスの情報を入手し、利用できるまちを実現します。個々の暮らしに合わせ、市民同士の助け合いや行政サービス、民間のサービスなど、さまざまなサービスの中から、自分が必要としているものを選ぶことができるようにするとともに、今ある福祉サービスをよりわかりやすく、利用しやすくします。

地域の中には、「困っている」と助けを求めることが難しい方や、支援が必要なのに福祉サービスと結びついていない方がいます。市民、事業者、市のそれぞれがアンテナを磨き、地域の中で困っている人を見つけて、支援の輪へとつないでいくネットワークをつくります。

(2) 計画目標 地域の社会資源を育む環境づくり

地域福祉に関わる人材や情報、サービス等の社会資源の質を高め、ソフト・ハードの両面から社会資源へのアクセスが容易な「福祉のまちづくり」をめざします。

市民、事業者、市がそれぞれの役割を認識し、協力し合いながら福祉のまちづくりを推進し、大きな災害に見舞われるなど困難な状況にあっても、必要なサービスや手助けが行き届くようなまちにします。

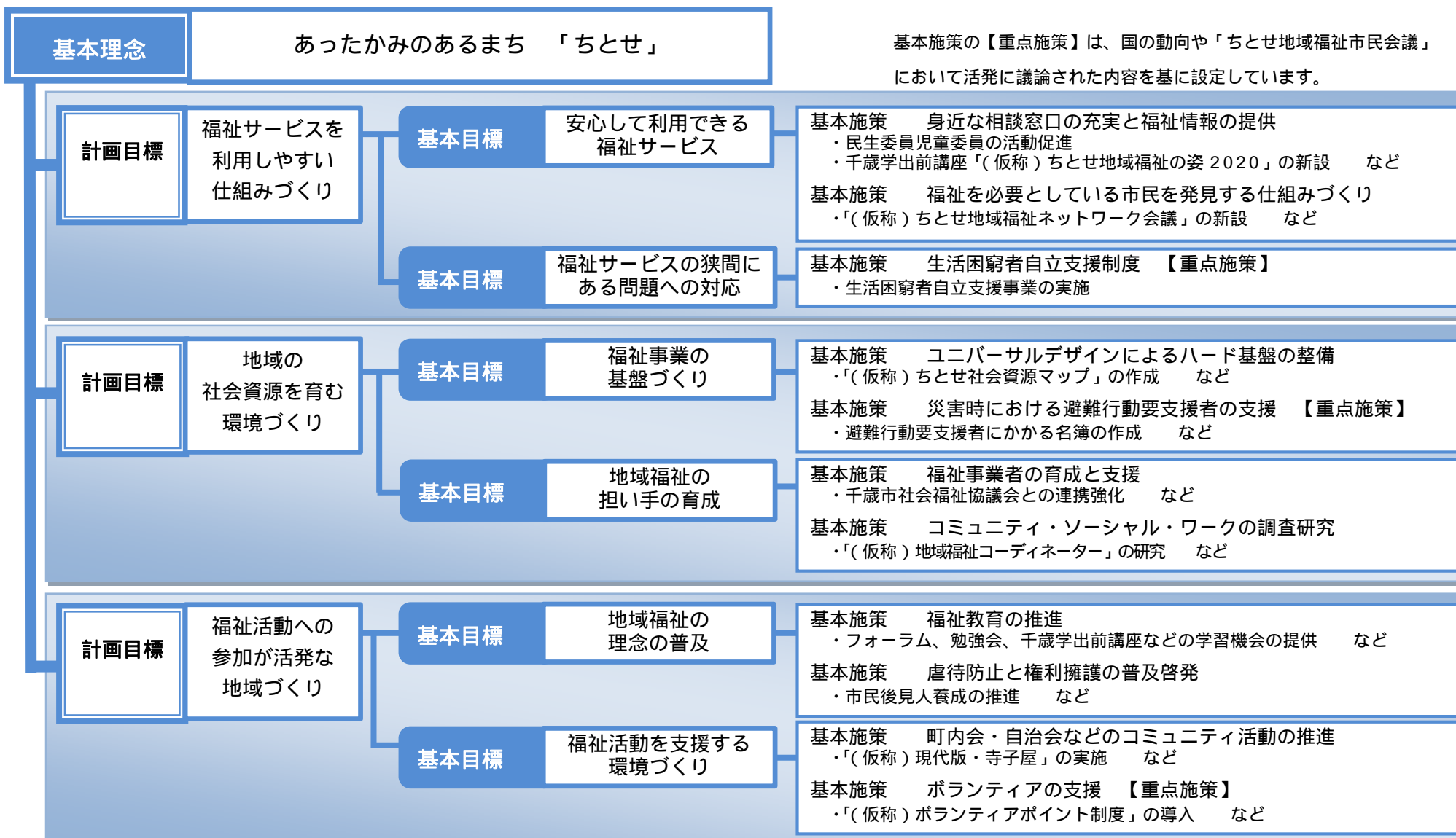
(3) 計画目標 福祉活動への参加が活発な地域づくり

誰もが安心して暮らし続けられるまちをつくることは、市民一人ひとりに課せられた大切な役割です。地域福祉の考え方や大切さを理解して、誰もが主体的に地域福祉に関わることができるまちをめざします。

千歳に暮らす市民一人ひとりが勇気ある一歩を踏み出し、自分のできることから取り組むことができるよう、必要な情報や仕組みを整えます。

また、町内会・自治会などのコミュニティ活動を推進し、地域福祉の理念の普及啓発を通して、さまざまな活動が地域で広がりをもって活発に実践されるよう促進します。

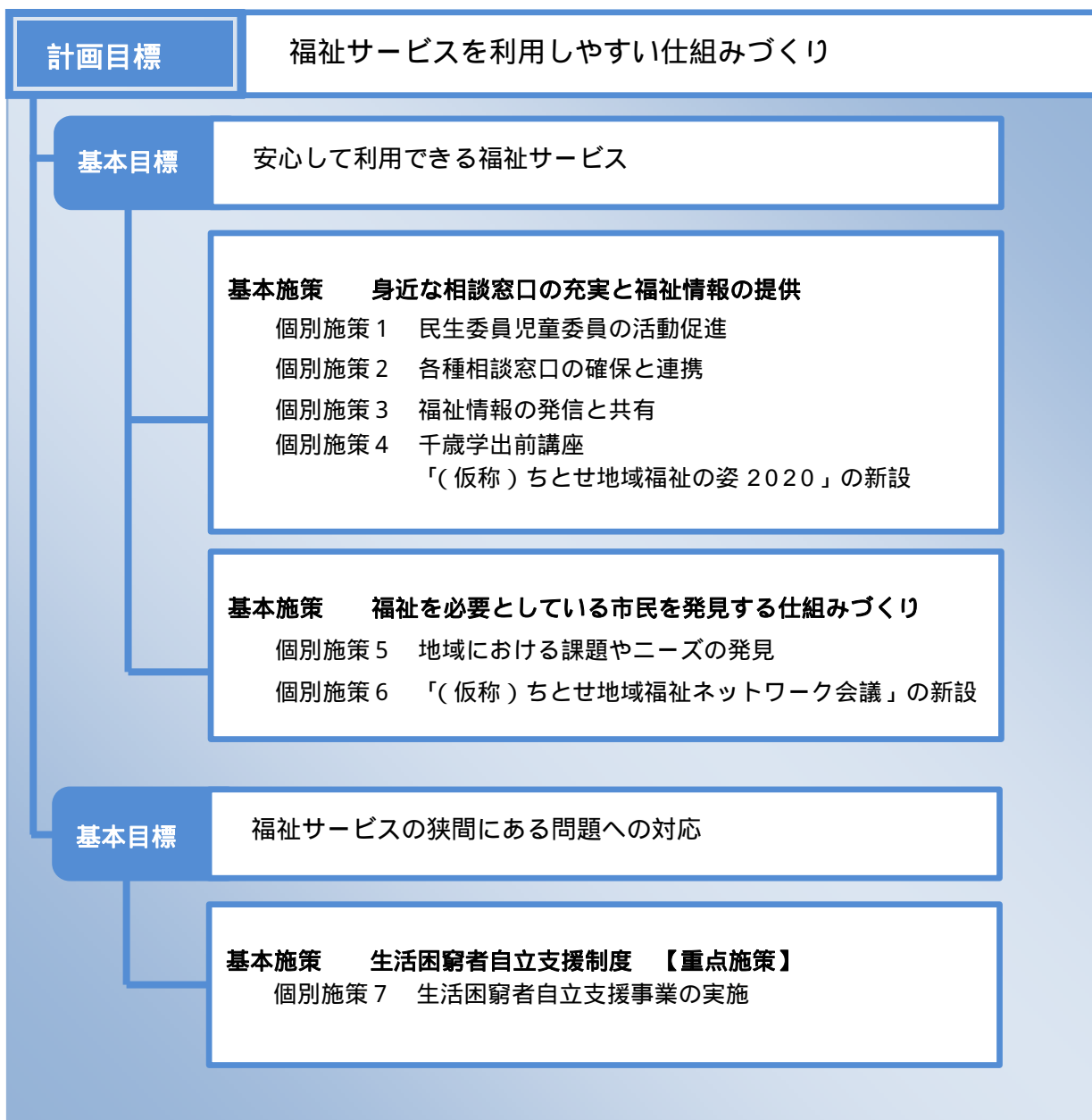
- 3 計画の体系



第 章

施策の展開

- 1 計画目標 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり



(1) 基本目標 安心して利用できる福祉サービス

すべての市民が、制度やサービスを十分に理解して、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。身近な相談相手や専門職による相談窓口など、困った時に相談できる場所や人材を整えて明示するとともに、安心して相談できるよう、市民の気持ちに寄り添った対応を行います。

専門職や市がその専門性を高め、また、市民や町内会などとの連携・情報交換の仕組みを整えることで、福祉サービスを必要としている市民を確実にサービスにつなげる仕組みをつくりまします。

基本施策 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

困りごとを抱えている市民が相談できる場として、民生委員児童委員¹⁻や福祉委員¹⁻を中心とした身近な地域における相談先、地域包括支援センター¹⁻など日常生活圏域¹⁻や中学校区レベルの相談窓口、市役所や社会福祉協議会など全市レベルの相談窓口など、地域における相談窓口を重層的に整えます。高齢者、障がい者、子育て分野における既存の相談窓口同士が情報交換・情報共有を行う体制づくりを進め、どの窓口でキャッチした相談ごとも、必要な機関につないで対応できるようにします。

すべての市民が自分の困りごとを相談できる場があることを知り、どのような福祉サービスがあるのかを理解できるよう、引き続き「保健福祉サービス総合ガイドブック」や千歳市ホームページによる周知を継続するとともに、地域福祉推進員¹⁻による「出前講座」など、地域に出向いての丁寧な説明機会を設けます。


-
- 1- 民生委員児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。民生委員児童委員は、地域の状況をよく把握していて、地域福祉活動への熱意がある方などの要件を満たす人が委嘱されます。自らも地域市民の一員として、それぞれが担当する区域において、市民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。
- 1- 福祉委員：町内会や民生委員児童委員などからの推薦を受け、社会福祉協議会から委嘱されて地域の福祉活動を実践する方であり、平成25年度の千歳市の設置状況は、105町内会、877人です。
- 1- 地域包括支援センター：地域包括支援センターは、介護保険法に定められた施設です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
- 1- 日常生活圏域：介護保険事業計画において、市町村ごとに定められる地域の範囲です。地理的条件や人口、交通事情などを勘案し、市民が日常生活を営んでいる地域を定めます。日常生活圏域においては、医療や介護、生活支援サービスなどが必要となった時、おおむね30分以内にそれらのサービスが提供されることをめざしています。
- 1- 地域福祉推進員：千歳市が独自に配置している、地域福祉推進のための業務を担当する非常勤職員です。第2期計画における主な業務は、計画の進捗確認、フォーラムや勉強会の開催準備、保健福祉サービス総合ガイドブックの更新などを行いました。

個別施策 1：民生委員児童委員の活動促進

千歳市には、214人（定数：216人、平成27年1月1日現在）の民生委員児童委員が配置されており、もっとも身近な相談窓口として市民の生活状態の把握や相談、福祉事業者や活動団体との連携、関係行政機関の業務への協力などを職務として、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

地域における民生委員児童委員の活動を支援するため、福祉サービスや制度、ボランティア等の情報提供や地区協議会及び連絡協議会における研修会の充実を図ります。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

個別施策のうち、ちとせ地域福祉市民会議で提案された内容や施策の実施に向け調査や準備を要するものについては、枠で囲み、実施時期を明記しています。なお、実施時期の予算を確約するものではありません。

個別施策 2：各種相談窓口の確保と連携

子育て総合支援センター、地域包括支援センター、障がい者総合支援センターなど、困りごとの内容に応じた身近な相談窓口の確保と機能充実を図ります。

また、市の組織を含め、相談機関の横断的な連携を進め、消費生活相談、法律相談、就労相談など適切な機関に確実につなぎ、アフターフォローの行き届いた市民相談の支援体制を構築します。

個別施策 3：福祉情報の発信と共有

地域で安心して生活するために必要な福祉情報を整理し、福祉・保健・医療などの各種サービスに結び付けることができるよう横断的な活用に努めます。

また、福祉情報の発信は、ホームページや回覧板など年代や生活スタイルなどの違いに応じた手段を用いて、広く市民に浸透するよう工夫します。


さらに、提供しているサービスなど地域の社会資源に関する情報の共有を図るため、民生委員児童委員や町内会などへの情報提供に努めます。

情報の共有に際しては、プライバシーの尊重と個人情報の適切な取り扱いに対する正しい理解の普及啓発を進めます。

個別施策4：千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿2020」の新設

地域福祉推進員による出前講座を新設し、町内会・自治会や民生委員児童委員、PTAやクラブ、サークルなどの小単位・小グループにおける勉強会を実施し、地域の隅々まで福祉情報を共有できるよう提供に努めます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

基本施策 福祉を必要としている市民を発見する仕組みづくり

「困っている」と助けを求めることが難しい市民がいます。地域で共に暮らす市民や、既存の福祉サービスを提供している事業者など、さまざまな立場でアンテナを磨いて、自ら相談窓口に来ることが難しい市民を発見し、適切な機関につなぐ仕組みを構築します。

個別施策5：地域における課題やニーズの発見


民生委員児童委員や福祉委員、町内会などによる活動、近所同士の見守り・安否確認活動などを通じて把握された地域の課題やニーズを適切な関係機関へつなぐ道筋を明確にするとともに、民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、町内会連合会などの各組織内で広く共有し、地域における課題解決に向けた検討に活用します。

個別施策6：「(仮称)ちとせ地域福祉ネットワーク会議」の新設

福祉分野の第一線で業務に従事している方や地域に密着した活動を行っている方など実務レベルにおける情報交換を行う場を設置します。

市民や町内会、民生委員児童委員、福祉委員、教育機関、子育て分野・高齢者分野・障がい者分野などの福祉事業者などが、日ごろから交流しネットワークを構築することで、多様な地域課題に対応できる体制を整えます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

(2) 基本目標 福祉サービスの狭間にある問題への対応

社会や経済状況の変化により、今ある福祉制度だけでは対応が難しい新たな課題が顕在化しています。非正規労働者やニート²⁻、ひきこもり²⁻など、いろいろな理由で十分な収入を得られず、自立した生活が難しい方たちがいます。


平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートします。この制度では、課題を抱えた市民を早期に見つけ出し、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うことで、対象者の自立した地域生活をうながします。また、生活困窮者支援を通じて、関係機関の連携や新たな社会資源の創出など、地域づくりに取り組みます。

2- ニート：国では、総務省が行っている労働力調査における、15～34 歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方を、いわゆるニートとして定義しています。

2- ひきこもり：厚生労働省では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことを、ひきこもりと定義しています。

個別施策7：生活困窮者自立支援事業の実施

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

【生活困窮者の把握】

市の保健福祉（高齢、障がい、子育てなど）年金・保険、就労、租税等の関係部署が連携し、どの部署でも相談に訪れた生活困窮者を見逃さず、適切な相談先につなぐ庁内体制を構築します。

市や事業者、ハローワーク、学校や地域など、千歳市内のあらゆる機関が密接に連携して生活困窮者支援に取り組むため、適切に生活困窮者の情報をやり取りできるルールづくりを行います。

【「生活困窮者自立支援制度」により実施する事業】

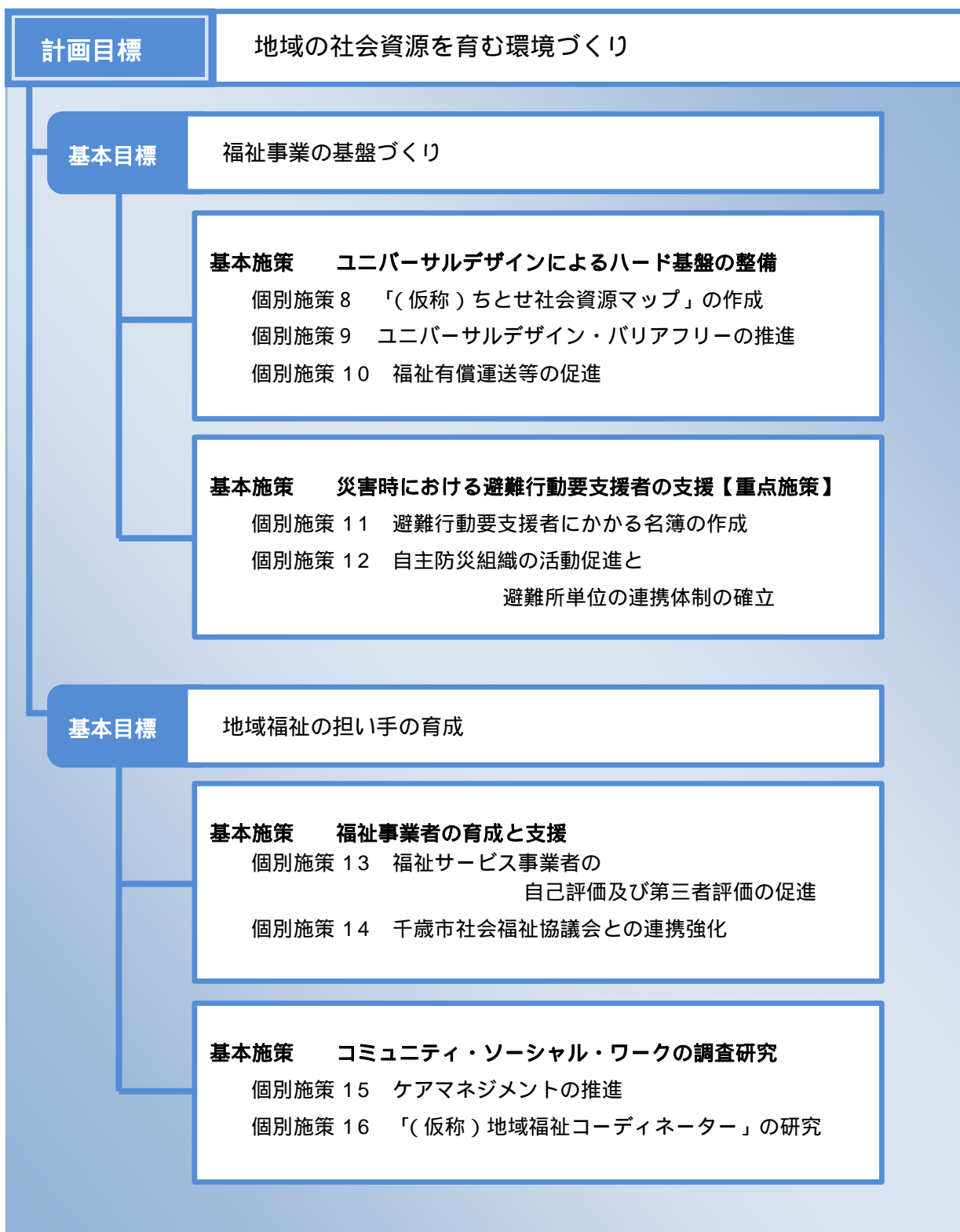
生活困窮者自立支援制度では、市が必ず実施しなければならない「必須事業」と、任意で実施できる「任意事業」があります。

千歳市では、任意事業として「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「子どもの学習支援事業」を行います。

必須 事業	<p>自立相談支援事業： 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認したうえで支援計画を策定します。 また、支援計画に基づく様々な支援を開始後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、適切な就労支援など、本人の自立までを包括的・継続的に支えます。</p> <p>住宅確保給付金： 自立相談支援事業の支援を希望した生活困窮者の中で、離職により住宅を失った者や住宅を失うおそれのある者に対して、家賃相当の住宅支援給付金（有期）を支給しながら就労支援を行います。</p>
----------	---

任意 事業	<p><u>就労準備支援事業：</u> 基礎的な生活能力やコミュニケーション能力などに課題があり、通常の就職活動等により仕事に就くことが難しい生活困窮者に対して、規則正しい生活を送るなどの日常生活自立、社会生活自立の段階から、一般就労に向けた準備としての訓練を行います。</p> <p><u>一時生活支援事業：</u> 住居のない生活困窮者に対して、居住先を確保するまでの一時的な衣食住の提供を行い、生活保護制度や自立相談支援事業の活用等により安定した生活を営めるまでの支援を行います。</p> <p><u>家計相談支援事業：</u> 失業や債務を抱える生活困窮者に対して、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付等のあっせん等を行います。</p> <p><u>子どもの学習支援事業：</u> 生活保護受給者を含めた生活困窮者世帯の小中学校の児童を対象に、勉強する場を設けて学力向上をめざした学習支援を行い、生活困窮者世帯の子どもが将来生活に困窮しないよう負の連鎖を断ち切ることを目的として実施します。</p>
----------	---

- 2 計画目標 地域の社会資源を育む環境づくり



(1) 基本目標 福祉事業の基盤づくり

誰もが気軽に外出できるよう、公共交通機関³⁻ や道路整備など、バリアフリー³⁻ ・ユニバーサルデザイン³⁻ 化について、さらなる取り組みを進めます。

また、災害時においても必要な人に必要な支援が行き渡るような仕組みについて、町内会などの地域組織と連携しながら整備するなど、安心して生活できる基盤づくりを進めます。

基本施策 ユニバーサルデザインによるハード基盤の整備

高齢者や障がい者、妊娠している女性、子どもなど、すべての市民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設や公園、道路などへのユニバーサルデザインの導入を推進します。民間施設についても事業者の理解と協力を得ながら、誰もが気軽に外出し、活動・交流できるまちづくりを進めます。


個別施策8：「(仮称)ちとせ社会資源マップ」の作成

「(仮称)ちとせ社会資源マップ」を作成し、「保健福祉サービス総合ガイドブック」(年1回発行)に収録します。

「(仮称)ちとせ社会資源マップ」には、道路、公園、施設における段差解消や多目的トイレ、スロープの設置などのバリアフリー情報をはじめとして、子育て・高齢・障がい・就労など、市・民間の種別を問わず、あらゆる社会資源の情報を掲載します。

掲載する社会資源の情報については、庁内各課への照会に加え、関係機関等が把握している情報についても収集してマップの更新に役立てるとともに、市全体のユニバーサルデザイン推進にかかる課題を把握します。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

- 3- 公共交通機関：鉄道やバス、飛行機など、不特定多数の人が利用する交通機関のことをいいます。
- 3- バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁を取り除くという意味で用いられることが多いです。より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。
- 3- ユニバーサルデザイン：1990年代頃から、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱された概念であり、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるように、初めから考えてデザインするという考え方のことです。

個別施策 9：ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、より多くの市民が安全で快適に生活できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づく整備の指導を行い、市営住宅や学校、コミュニティセンターなどの公共施設や公園・道路については、各基準に沿って段差解消や多目的トイレの設置等の整備を推進します。

個別施策 10：福祉有償運送³⁻等の促進

市民の誰もがが必要な場所、行きたい場所に出かけられるよう、市民ニーズを踏まえ、事業者と連携して利便性と公共性、経済性のバランスのとれた交通ネットワークの充実を図り、福祉有償運送の促進や公共交通機関等の確保に努めます。

基本施策 災害時における避難行動要支援者の支援【重点施策】

日本は、阪神・淡路大震災（平成 7 年）、新潟県中越地震（平成 16 年）、東日本大震災（平成 23 年）を経験し、近年は大雨や台風等による土砂災害や洪水など大きな災害が頻発しています。

普段から、高齢者や障がい者、乳幼児のいる世帯など支援を必要とする方々の状況を把握して、災害時にはどのように支援するかを地域全体で情報共有することが重要です。

千歳市防災計画に合わせ、要支援者名簿（台帳）の整備を図るとともに、災害が発生した場合に避難所（福祉避難所³⁻含む）における支援や体制を平常時から準備を進めます。


3- 福祉有償運送：法人等が要介護者や身体障がい者等に対して、実費の範囲内で自動車を使用してドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスのことをいいます。

3- 福祉避難所：千歳市では、避難生活が長期にわたる場合に、介護が必要な方、障がいのある方など、収容避難所（52 か所）での生活が困難な方を対象に開設する避難所のことをいいます。

個別施策 11：避難行動要支援者にかかる名簿の作成

災害時に支援を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿及び個別台帳）について、本人の同意や町内会の理解を得て整備を進めます。また、これら名簿に記載されている個人情報等を、必要な機関が適正に利用するよう、個人情報の取り扱いについて、適切な管理に努めます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

個別施策 12：自主防災組織³⁻の活動促進と避難所単位の連携体制の確立

地震や大雨、土砂崩れなどの大きな災害が発生したとき、その被害を最小限のものとするためには、普段から地域において減災・防災活動に取り組むことが重要です。

防災訓練や出前講座を通して、町内会などにおける自主防災組織の結成を促進するとともに、学校や消防、社会福祉協議会などの関係機関との連携を推進します。

また、災害時における庁内の体制を確認するとともに、避難所ごとの運営体制について町内会などと協議して、緊急時には速やかに対応できるよう準備します。

3- 自主防災組織：自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条 第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されています。

(2) 基本目標 地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会をはじめとする地域の「核」となる団体や、福祉に関わる専門職などの人材育成、それらの人材の専門性をしっかりと活かせるような体制・仕組みをつくりまします。

また、市や専門職と、地域の市民が協力して課題解決に取り組めるよう、連携・協力の体制づくりを行います。

基本施策 福祉事業者の育成と支援

地域福祉の理念を定着させるためには、地域活動の実践者や専門職による積極的な働きが求められます。市民の福祉活動に対する支援、専門的な知識に裏打ちされた対応、必要に応じて連携体制を構築しての支援など、市民のニーズや課題を的確に把握し、気持ちに寄り添った支援ができる人材や事業者の育成に努めます。

特に社会福祉協議会は、千歳市における地域福祉活動を担う主たる機関であり、千歳市がめざす地域福祉の姿を社会福祉協議会としっかり共有したうえで、必要な取り組みを行います。

個別施策 13：福祉サービス事業者の自己評価及び第三者評価の促進

社会福祉法人が自ら提供する福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資する「第三者評価」及び「自己評価」について、市内の法人事業者に対し制度趣旨の理解と実施の啓発に努めます。


また、市民が信頼できる福祉サービスの提供には、事業者の透明性の高い経営状況や事業内容の公開が重要であり、市は公表された情報をホームページや保健福祉サービス総合ガイドブックを活用し市民周知に努めます。

個別施策 14：千歳市社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動を行うための中核的組織であり、市民団体に対する活動の場・情報交換の場の提供や、ボランティア活動、人材育成など、地域と関わる重要な活動をしています。

千歳市と社会福祉協議会との連携を強化して、地域福祉にかかる担い手の育成に取り組まします。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

基本施策 コミュニティ・ソーシャル・ワーク⁴⁻ の調査研究

地域福祉の実現のためには、困りごとを抱えている市民を把握し、その市民に必要なサービスや支援を見極めて地域にあるサービスや社会資源を結びつけたり、既存の制度や支援機関の役割を調整し、また、必要に応じて新しいサービスを開発していくといった活動を、総合的に進めることが必要です。

このような「コミュニティ・ソーシャル・ワーク」活動は、千歳市において十分に実践されているとはいえません。コミュニティ・ソーシャル・ワークの実践には専門的な知識が必要であり、人材の発掘を含めた調査研究を進めます。

個別施策 15：ケアマネジメント⁴⁻ の推進

高齢者支援分野では、介護保険制度において介護支援専門員によるケアマネジメントに基づきケアプランを作成し、サービス提供を行うこととなっています。また、障がい者支援分野においては、障害者自立支援法（平成 18 年度施行、平成 25 年度より障害者総合支援法）の施行により、法における自立支援給付を行う場合に、ケアマネジメントの仕組みを導入することとなりました。さらに、平成 27 年度からスタートする生活困窮者自立支援制度においても、「相談支援プロセス」としてケアマネジメントの仕組みに基づき支援が行われることとなっています。

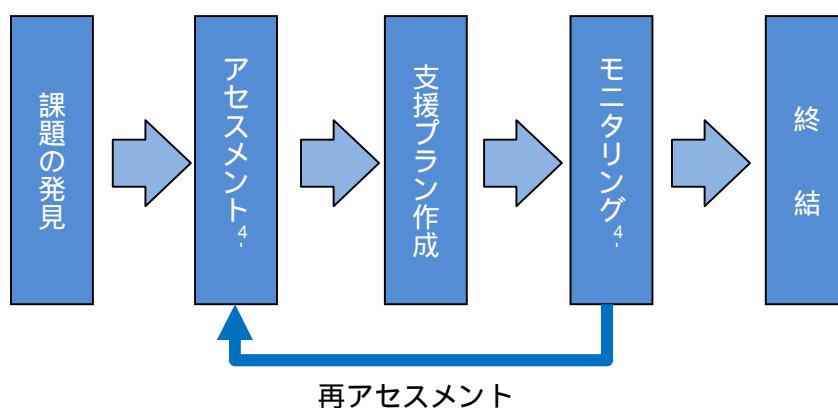
このように、福祉にかかる各分野においてケアマネジメントの推進が地域福祉の重要な手法として位置付けられています。地域において福祉サービスを提供する専門機関が、ケアマネジメントの必要性と重要性を十分に理解して、地域福祉の実践にケアマネジメントの手法を積極的に取り入れるよう働きかけます。

それぞれの専門機関がケアマネジメントを適切に実施することを通じて、千歳市全体の地域福祉の向上をめざします。

4- コミュニティ・ソーシャル・ワーク：地域福祉の実現のためには、困りごとを抱えている市民を把握し、その市民に必要なサービスや支援を見極めて地域にあるサービスや社会資源を結びつけたり、既存の制度や支援機関の役割を調整し、また、必要に応じて新しいサービスを開発していくといった活動をいいます。

4- ケアマネジメント：利用者や家族の希望を尊重しながら、保健・医療・福祉・就労など地域のさまざまな社会資源を連絡・調整することにより、一人一人の生活に必要なサービスを適切かつ効率的に提供するための手法です。

ケアマネジメントのプロセス



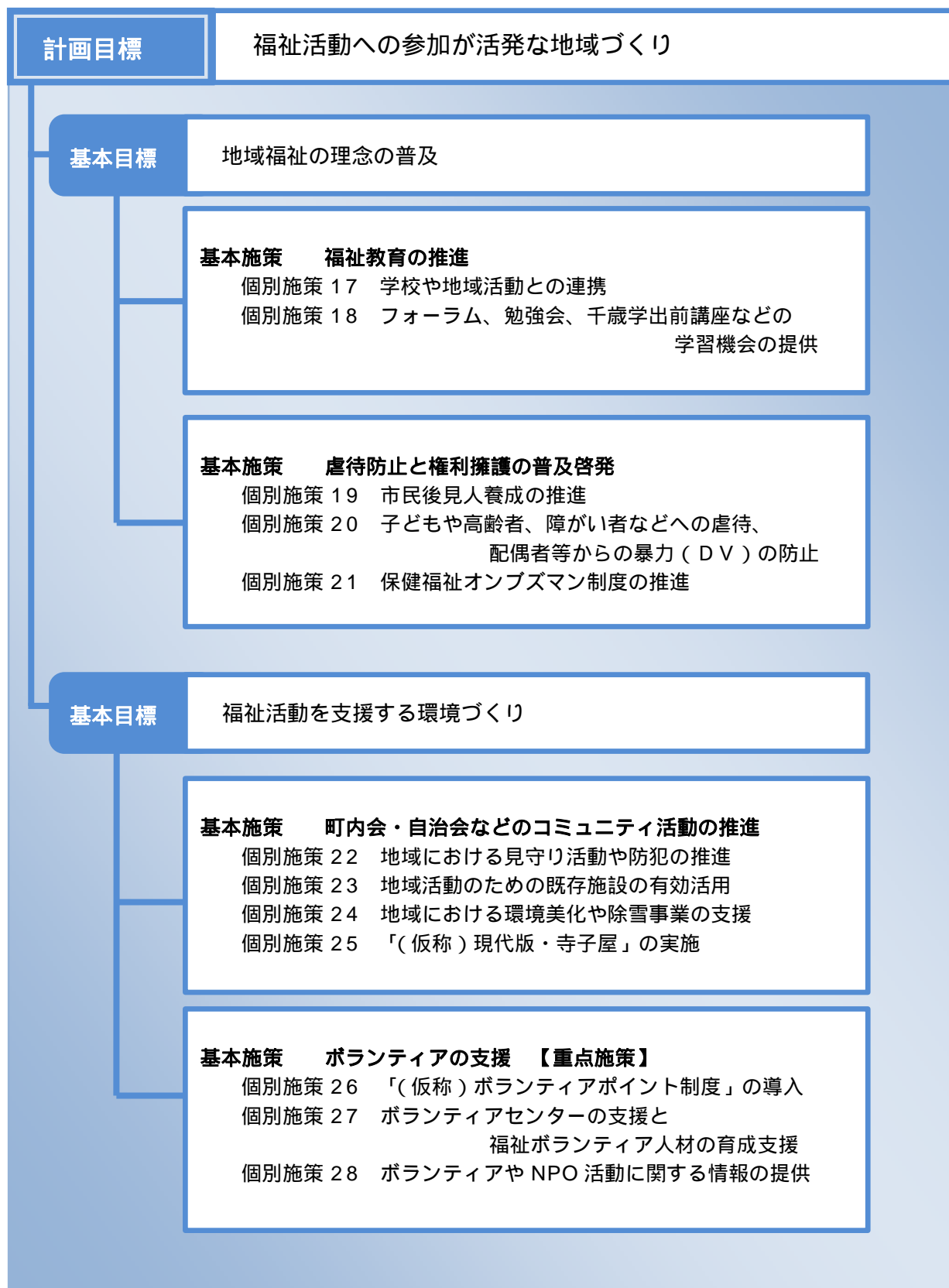
個別施策 16 : 「(仮称) 地域福祉コーディネーター⁴⁻」の研究

コミュニティ・ソーシャル・ワークを実践する専門職「(仮称) 地域福祉コーディネーター」の育成と配置について研究します。

将来的には、「(仮称) 地域福祉コーディネーター」を、中学校区など圏域を設定して配置することをめざします。

-
- 4 - アセスメント：一般的には環境分野において使用される用語ですが、福祉分野では、困りごとを抱えている方について正しく知るために、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題をとらえて、背景や要因を分析し、解決の方向を見定める手続きのことをいいます。
- 4 - モニタリング：利用者支援のために定めた支援プランについて、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、また、支援により目標が達成しているかなどについて、状況を確認（モニター）することをいいます。モニタリングの結果、必要に応じてプランを見直します。
- 4 - 地域福祉コーディネーター：地域において、地域の課題やニーズを発見し、必要な機関やサービスにつないでいく、地域生活を支えるネットワークの中心を担う人材です。

- 3 計画目標 福祉活動への参加が活発な地域づくり



(1) 基本目標 地域福祉の理念の普及

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深め、自分たちのまちをつくる大切な役割として積極的に地域活動に参加できるような取り組みを進めます。

どのような状況にある市民も排除されることなく、お互いの価値観を認め、尊重し合いながら暮らし続けられるまちを実現するため、すべての人にとって福祉は「自分自身の問題」であるという意識の醸成を図ります。

基本施策 福祉教育の推進

ソーシャルインクルージョンとは、基本理念にも掲げているとおり、貧困や失業に陥った方や障がいのある方、ホームレスの状態にある方などを社会的に排除するのではなく、地域社会の中で差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、市民全体が連帯して包み支え合うという考えです。

地域福祉の実践にあたっては、ソーシャルインクルージョンの考え方を地域全体で共有して取り組むことが重要です。家庭や地域、学校など、さまざまな場面において、どのような立場や状況にある市民も排除の対象ではなく、ともに支え合って地域をつくりあげる一員であるという考えの定着をめざし、教育・啓発活動を行います。

個別施策 17：学校や地域活動との連携


子どもから高齢者まで市民が地域福祉の考え方を理解し、地域社会の一員として、また、地域社会の担い手として積極的に福祉活動に参加できるよう、学校や地域組織と連携しながら福祉教育の充実を図ります。

総合的な学習の時間を活用し、地域福祉について市民とともに考える機会をつくるなど、市民と学校が協力して福祉教育に取り組みます。

個別施策 18：フォーラム、勉強会、千歳学出前講座などの学習機会の提供

社会福祉協議会との共催による「地域福祉フォーラム」(年1回)の開催、「地域福祉勉強会」(年2回)の開催、地域福祉推進員による千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿 2020」(新設、45 ページ「個別施策 4」参照)の開催等を通じて、市民が地域福祉の理念について理解を深める機会を設けます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

基本施策 虐待防止と権利擁護の普及啓発

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV⁵⁻）、学校や職場でのいじめやパワーハラスメント⁵⁻など、社会的に弱い立場にある方々に対する肉体的・精神的暴力が問題となっています。保健福祉や教育などの各分野において、弱者に対する暴力を防止するための法律の制定や仕組みづくりが行われていますが、困難な状況にある市民を見つけた時には、市民誰もが適切な機関に連絡・情報提供ができるよう、制度等の周知を進めます。

一人ひとりの市民が、家族や組織、地域の中の大切な一員として認められ、自分自身が望む暮らしを地域で続けられるような取り組みを推進します。

個別施策 19：市民後見人⁵⁻ 養成の推進

認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な方々に対して、親族や法律の専門職等が支援を行う成年後見制度⁵⁻があります。成年後見対象者として、認知症高齢者 462 万人（平成 25 年度厚生労働省調査）、知的障がい者 41 万人（18 歳以上、平成 25 年版障害者白書）、精神障がい者 301.1 万人（20 歳以上、平成 25 年版障害者白書）に対し、成年後見利用者は 17.7 万人（平成 25 年最高裁判所調査）であり、現状の利用率は極めて低水準にあります。

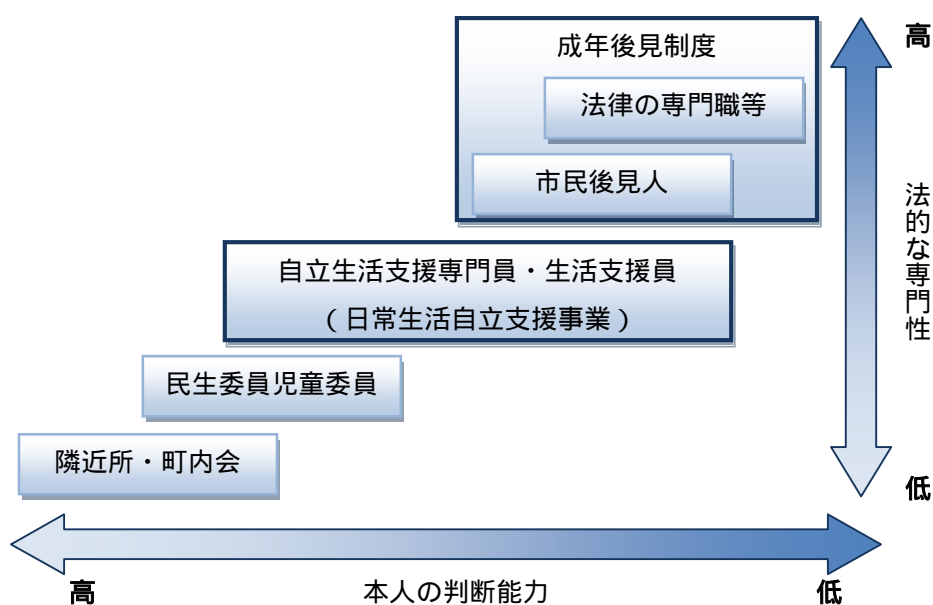
しかし、成年後見制度の必要性は今後ますます増えることが予想され、親族や専門職による後見人だけでなく、十分な知識を持った市民による後見人を養成し、支援体制を整えることが重要です。

支援を必要とする方が、身近な地域の後見人による支援を受けて生活できるよう、市民後見人の養成を推進します。

また、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業⁵⁻」を担う自立生活支援専門員や生活支援員と連携して、きめ細かな地域生活支援を実践します。

-
- 5- DV（ドメスティック・バイオレンス）：一般に、配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった者から振られる暴力という意味で使用されます。
 - 5- パワーハラスメント：一般に、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用について不安を与えることを指すといわれています。
 - 5- 市民後見人：成年後見制度に基づき、判断能力の不十分な方々の財産管理や契約などについて支援する役割を担います。法律などの専門職ではなくても、必要な研修を受けることで市民が後見人となることができます。

図表 - 3 - 1 判断能力が不十分な方々への支援（イメージ）



- 5 - 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。
- 5 - 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

個別施策 20：子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力(DV)の防止

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力(DV)を防止するため、関係機関との連携を強化し、虐待等を早期に発見し対応するための仕組みを整えます。

個別施策 21：保健福祉オンブズマン制度⁵の推進

保健福祉サービスの公正な実施及び市民の権利利益の保護と福祉サービスの向上を図ることを目的として、市民の苦情に対して、違法又は不当な取り扱いがあれば、是正・改善を求めます。

(2) 基本目標 福祉活動を支援する環境づくり

地域活動に参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に取り組むことができるようにします。

町内会活動やボランティア活動などの地域活動が活発に行われる地域をめざし、日々の活動や交流を通じて、地域の中に支え合いの輪を広げます。

基本施策 町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進

町内会・自治会は、もっとも基礎となる地域活動の範囲です。近隣同士のあいさつや声かけ、見守りなどの身近な活動からはじまり、それぞれの町内会・自治会独自の活動や町内会同士の連携による取り組みへ広く展開するよう促進します。

また、学校のPTAやボランティア団体、有志のサークルなどの地域におけるさまざまな団体やグループが、活発にコミュニティの形成につながる活動を実践できるよう支援を行います。

個別施策 22：地域における見守り活動や防犯の推進

近年、窃盗や強盗事件等の犯罪や児童を巻き込んだ犯罪が全国的に多発しており、千歳市においても不審者情報が寄せられるなど児童等の安全確保を図る取り組みが一層求められています。

今後も町内会をはじめとする地域組織による積極的な見守り活動や地域防犯活動の取り組みを全市的に推進します。

5- 保健福祉オンブズマン制度：福祉の分野で、市民に代わって、その利益を守るために行動する代表者又は代理人のことです。千歳市では、市長の附属機関として、市民から申し立てのあった保健福祉サービスに関する苦情等について調査し、必要に応じて関係機関に改善や是正を勧告するなどの対応を行います。

個別施策 23：地域活動のための既存施設の有効活用

町内会館やコミュニティセンターなどの既存の施設について、地域市民が主体的に活動を行うための拠点として、市民が身近に子育てや介護予防のサロン事業などを展開できるよう積極的な有効活用を促進します。

個別施策 24：地域における環境美化や除雪事業の支援

地域における花植え、清掃活動、資源回収、除雪作業などは、日常生活に密着した交流の機会です。市民が主体となった住みよい地域づくりのための活動を支援します。

また、冬期においても安心して暮らせるよう、自力での除雪が困難な高齢者や障がい者に対する除雪支援サービス事業や町内会などへの除雪機・排雪用ダンプの無料貸出事業の実施を促進します。

個別施策 25：「(仮称)現代版・寺子屋」の実施


コミュニティ活動の活性化を図るため、世代間の交流を図る場として「(仮称)現代版・寺子屋」を復活・設置します。

寺子屋は、江戸時代、庶民に対して読み・書き・そろばんなどを教える場でした。

現代において、経験や知恵の豊富な高齢者と学習や体験が必要な子どもたちの世代間交流の場が求められています。

元気な高齢者の居場所となり役割を發揮できる場、そして地域全体で次世代を担う子どもを育てる場として活用します。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

基本施策 ボランティアの支援【重点施策】

地域活動に参加したい、ボランティア活動に取り組みたいと考えても、自分が参加できる活動の内容や時間帯、活動頻度の情報が得られないことがあります。こうした情報不足が、活動参加へのハードルとなっている状況があります。市民の地域活動へのハードルを下げるため、千歳市社会福祉協議会やボランティア団体等と連携した取り組みを行い、市全体にボランティア意識が醸成されるよう活動を支援していきます。


個別施策 26 : 「(仮称) ボランティアポイント制度」の導入

市民がボランティアを始めるきっかけとして、「(仮称) ボランティアポイント制度」の導入を検討します。

ボランティアポイント制度とは、ボランティア活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントを地元産品と交換したり、地域の商店街での買い物に利用できたりするものです。

千歳市ではまず、65 歳以上の高齢者を対象とし、介護予防や社会参加を目的とした「介護予防ボランティア」から開始します。第3期千歳市地域福祉計画の計画期間中に、社会福祉協議会のボランティアセンターと協働して、全年齢層を対象としたポイント制度へと拡大し、オール市民参加による活動推進を図ります。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
				

個別施策 27 : ボランティアセンターの支援と福祉ボランティア人材の育成支援

社会福祉協議会のボランティアセンターにおける活動情報掲示板などにより、支援を受けたい要請と支援をしたい希望を組み合わせる調整機能の強化や、個人・団体のボランティア登録の促進、さらにボランティア活動のリーダーやコーディネーターの育成を支援します。

個別施策 28：ボランティアや NPO 活動に関する情報の提供

地域福祉の担い手として、市民が積極的に地域活動に参加できるよう、ボランティア、NPO 活動に関する情報や企業による地域活動の情報について、「広報ちとせ」や千歳市社会福祉協議会の広報紙などを通じて、積極的に発信していきます。

幅広い層に情報を提供するため、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）⁶ など、新しい手段による情報周知について検討します。

6- ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：登録された利用者同士が交流できる、インターネット上で展開されている会員制サービスです。インターネット上のサービスの中で、友人同士や同じ趣味を持つ人同士や近隣地域の住民が集まって、利用者同士で交流することができます。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

- 1 市民・事業者・市の協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、市民、事業者、市がそれぞれの立場で知恵を出し合い、力を発揮することが重要です。まず、さまざまな地域での課題解決のために、ともに手を携え解決策をみつけて行動することが、誰もが安心して暮らし続けられるまちの実現の第一歩です。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、自らが地域を構成する一員であることを認識することが必要です。身近なところで何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉を実現することが期待されます。

(2) 事業者の役割

福祉サービスの供給主体として市民の多様なニーズに応えるとともに、利用者の意向を十分に尊重し、サービスの質の向上に努め、他のサービスとの連携により総合的なサービスの提供に取り組むことが求められています。

また、地域の企業や商店などが、ユニバーサルデザインなど地域福祉に関わる考え方を取り入れて、地域社会の一員として活動することが求められています。

(3) 市の役割

市は、本計画に掲げる施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努める必要があります。

市民及び事業者の地域福祉に関する活動に対し、その自主性を尊重するとともに、市民が主体的に地域活動に参加できるよう、多様な参加機会や情報の提供など、必要な支援を行います。

また、職員が常に市民意識を持ち、従来のやり方にとらわれることなく、市民の信頼を得ながら、ともに知恵と汗を出し合えるような「市民と協働できる職員」を育成する必要があります。

- 2 千歳市社会福祉協議会との連携による事業の推進

千歳市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられています。

本計画の基本理念・基本目標を実現するためには、地域活動への幅広い市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が市民、ボランティア、福祉団体などと協働して役割を担うことが期待されます。

本計画は、千歳市社会福祉協議会が策定する「第6次地域福祉実践計画」と相互に連携しながら、計画に基づく施策の実現をめざします。

- 3 計画の進捗状況の把握と評価

本計画の施策を推進するため、庁内における施策の進捗確認や千歳市社会福祉協議会の実施計画の年次評価を把握するとともに、市民の代表で構成された「千歳市保健福祉調査研究委員会」において、計画の評価や進捗状況について意見を聴くこととします。

また、委員会の結果は、ホームページなどを通じて市民に公表します。